

農業用ため池の管理及び保全に関する法律の手引き

岐阜県農政部農地整備課

令和6年3月

目 次

○農業用ため池の管理及び保全に関する法律に関する事務	
第1章 総則	1
第2章 農業用ため池の届出	3
第3章 勧告	10
第4章 特定農業用ため池の指定	11
第5章 行為制限に関する許可申請・協議	13
第6章 防災工事の工事計画届出	19
第7章 防災工事の施行に関する命令	22
第8章 防災工事の施行に関する代執行	24
第9章 市町村による施設管理権の設定	26
第10章 裁定に係る公告等	28
第11章 裁定の効果	30
第12章 施設管理権の存続期間の延長	31
第13章 立ち入り調査	35
○農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づく審査基準	36
○農業用ため池の管理及び保全に関する法律に関する申請の必要書類	38
○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間	42
○不利益処分の処分基準	48
○参考法令	60

1. 用 語

この項において使用する次の用語は、次のとおりとする。

- 「法」 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）
- 「政令」 農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令（令和元年政令第2号）
- 「規則」 農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則（令和元年農林水産省令第9号）
- 「運用」 農業用ため池の管理及び保全に関する法律の運用について
- 「ガイドライン」 農業用ため池の管理及び保全に関するガイドライン（令和元年6月策定・令和5年一部改訂）
- 「管理者」 農業用ため池について所有権以外の権原に基づき操作、維持、修繕その他の管理を行う者（法人でない団体が代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）をいう。（法第2条第2項）
- 「所有者等」 ため池所有者及び管理者（法第5条）

＜補足＞農業用ため池の管理者が有する所有権以外の権原がある例（ガイドライン P.6）

所有者から地上権、賃借権や使用借権といった権利設定がなされている場合のほか、地域の関係者が任意団体を組織して管理している場合など、所有者との間で明確な権利設定がなされていない場合においても、入会権、占有権や事務管理による権原を有していることも考えられる。（運用第2の2）

なお、入会権は地域の共同体が農業用ため池を共同利用している場合、占有権は柵の設置などにより農業用ため池を占有する意思をもって自己の支配下に置いている場合、事務管理は義務なく他人のために農業用ため池の管理事務を行っている場合が考えられる。

また、民法（明治29年法律第89号）上、土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があり、第三者に損害を与えた場合に適用される工作物責任（民法第717条）については、一義的には工作物の占有者が負うこととされている。占有とは、自分が利益を受ける意思で物や土地を現実支配している事実状態であり、農業用ため池の場合は管理者も占有者に該当すると解される。本法における農業用ため池の適正管理義務については、農業用ため池の所有者だけではなく、日常の維持管理を通じて損害の防止措置を講じ得る考えとして、農業用ため池の管理者にも位置付けることとしたものである。

（参考）農業用ため池の「所有者」について

ため池は「土地の定着物」であり、土地と一体をなすものとして取り扱われることとなるため、堤体の底地の所有者がため池の所有者となる。ただし、ため池は「工作物」にも該当するため、地上権その他土地の使用収益権に基づき設置されている場合は、施設の設置者が所有者となる。

2. 申請書類等の提出先等

- a. ため池所在地を管轄する農林事務所
 - ・ 農業用ため池の届出（変更及び廃止を含む）（法第4条）
 - ・ 行為制限に関する許可申請・協議（法第8条）
 - ・ 防災工事計画の届出（法第9条）
- b. ため池所在地を管轄する市町村
 - ・ 利害関係者による施設管理権の申出（法第13条第2項）、
- c. 県庁農地整備課
 - ・ 特定農業用ため池の指定の申出（法第7条第4項）
 - ・ 施設管理権の設定に関する裁定申請（法第13条第1項）
 - ・ 裁定の申請に係る異議申出（第14条第1項第4号）
 - ・ 施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請（第17条第1項）
※行政サービスの一環として農林事務所でも受け付けを行う

3. 申請書類等の提出部数

申請書類等の提出部数は、正本1部、副本1部とする。採番の後、正本・副本両方に受理印を押して、副本はその場で返却する。

なお記入漏れ、記入ミス又は同封漏れがあった場合は受理せず書類を返却し、内容修正等を指示する。この場合、受理日は修正後の日付となる。

この段階での審査は、形式審査（申請書として不足はないか）

4. 申請書類等の受理に伴う一般的留意事項

- (1)申請書類等の大きさは、原則としてA4（図面及び資料をA4の袋に入れるか又はA4に折りたたんでいる場合を含む。）とさせること。
- (2)字句、数字等は明瞭に記載させること。
- (3)提出書類の日付は、提出日とし必ず記載させること。（記載された日付の修正は要しない。）
- (4)申請者が法人の場合で、支店長や出張所等現場の代表者に申請書の行為が委任されている場合には、その者に対する法人の代表者の委任状を添付させること。
- (5)申請書類等の提出は郵送でも構わない。なお、この場合、副本返送のため、必要金額分の切手を貼った宛名明記の返信用封筒を同封させること。
- (6)郵送による提出の場合、審査機関に郵便物が到着し内容確認した日を、申請書の受理日とする。申請書に申請日が記入されていない場合、受理日を申請日とする。
- (7)書類を受理した場合必ず受理印を押し、受理日を確定させる。
- (8)記入漏れ、記入ミス又は同封漏れがあった場合は、書類を返送し、内容修正等の補正を行う。この場合、受理日は補正後の日付となる。
- (9)標準処理期間は50日（土・日祝祭日及び県の閉庁日を除く）とし、補正指示をしている期間は除かれる。
- (10)形式審査を行い書類に不備がない場合、受付なければならない。

5. 審査結果の通知（第8条関係）

許可申請内容が技術上の基準等に適合しているかどうかを審査し申請者に許可・不許可を通知する。

許可通知書・不許可通知書の交付にあたっては、原則、申請者を農林事務所に呼び、直接手交し補助簿に受領のサイン等を得る。郵送による場合は配達証明郵便により送付し確実に相手に届いたことを確認する。岐阜県では郵送による場合は統一的に配達証明郵便とする。

6. 申請書類等の提出期限

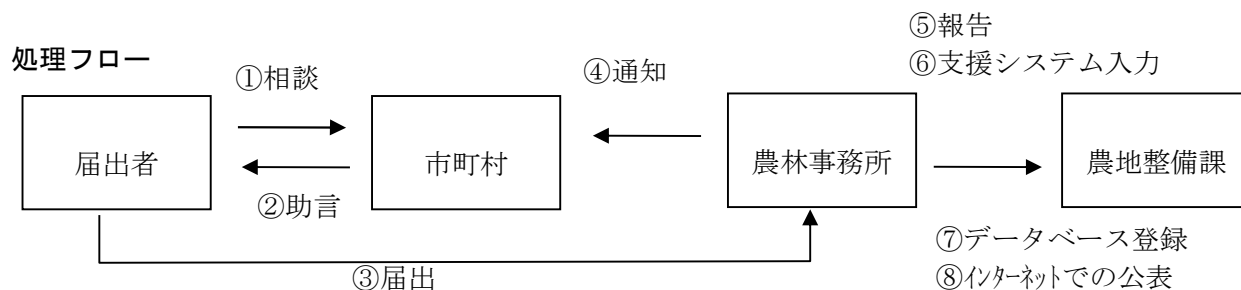
申請書類等の提出期限は以下のとおりである。

- (1)農業用ため池の届出（法第4条第1項・様式第1号）：設置後遅滞なく
（法律の施行の際現に存する農業用ため池については法律施行6月を経過する日まで）
- (2)農業用ため池の変更届出（法第4条第2項・様式第2号）：変更後遅滞なく
- (3)農業用ため池の廃止届出（法第4条第2項・様式第3号）：廃止したとき（完了後）
- (4)特定農業用ため池における許可申請・協議（法第8条・様式第12号）：工事に着手する前まで
（ただし、着手は許可日以降）
- (5)防災工事の届出（法第9条・様式第15号）：工事に着手する日の30日前まで（土日、祝日を含む）
- (6)特定農業用ため池指定の際に防災工事を行っている場合にあつては指定のあった日から30日以内
- (7)施設管理権の存続期間の延長（法第17条第1項・様式第31号）：施設管理権の存続期間の満了日の9か月前から6か月前までの間

第2章 農業用ため池の届出

1. 農業用ため池の設置（法第4条第1項）（本法附則第2条第1項）

農業用ため池を設置したときは、当該農業用ため池の所有者は、遅滞なく、県知事に届け出なければならない。また、本法の施行の際現に存するため池についても、その所有者（又は管理者）は、県知事に届け出なければならない。



届出書の記載事項（運用第4の3）

1. ため池の名称及び所在地
2. 所有者の氏名等の情報
3. 管理者の氏名等の情報（管理者の権原の種類や内容も含む）
4. ため池の基礎地盤から堤頂までの高さ（堤高）、堤頂の長さ（堤頂長）、貯水する容量（総貯水量）

提出書類 1部

1. 農業用ため池の届出書（様式第1号）
2. 所有者等が法人の場合は、その定款又は寄附行為の写し
3. 管理者が法人でない団体の場合は、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
4. その他参考となるべき書類
 - イ 当該農業用ため池の位置がわかる資料
 - ロ 当該農業用ため池の敷地である土地の字絵図（字絵図にため池の位置を図示すること）
 - ハ 当該農業用ため池の堤高、堤頂長、総貯水量が記載された既存の資料（過去の改修事業等において、これら諸元情報が記載された概要表なども含む）があれば、その写し
 - ニ 届出に当たり、当該農業用ため池の堤高、堤頂長、総貯水量を新たに算定した場合は、その求め方がわかる書類
 - ホ 堤体部を市道認定している場合や水道管が設置されている場合など、他目的との共有施設となっている場合については、他者との協定書写し等

事務処理

届出者

1. 市町村へ届出について相談①
2. 農業用ため池の届出書（様式第1号）を農林事務所へ届出③

市町村

1. 届出者からの相談について助言②
2. 農林事務所から通知された書類を受理する④

農林事務所

1. 提出された書類について必要な事項が記載されていることを確認し受理
副本にも受理印を押印し、届出者へ返却
2. 字絵図、登記事項証明書の取得
3. 市町村へ届出があったことを通知する④
農業用ため池の届出書の通知（様式第1号の2）に農業用ため池の届出書の写しを添付
4. 農地整備課へ報告⑤ 農業用ため池の届出書の報告（様式第1号の3）
5. ため池防災支援システムにより登録する⑥

農地整備課

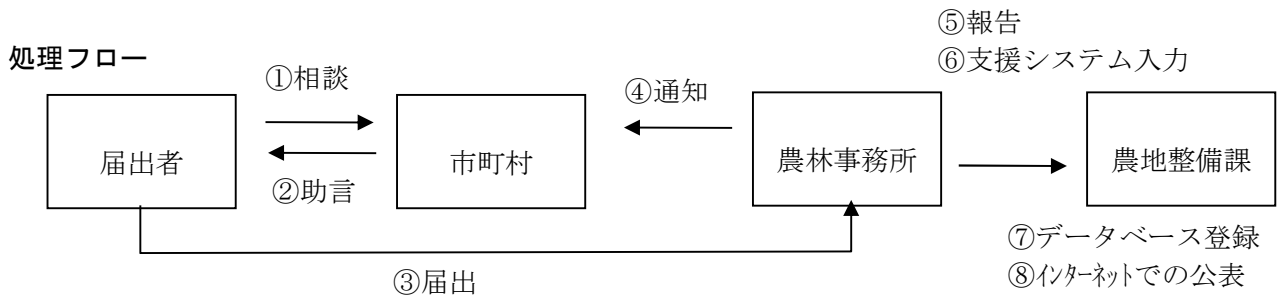
1. ため池データベースへの登録およびインターネットでの公表⑦、⑧
インターネットでの公表は年度毎におこなう。

備考

1. 管理の権原の種類は該当する項目を○で囲むこと。
2. 管理者は、所有権以外の権原に基づいて管理を行う者である。
3. 共有者がいる場合は、別紙「共有者一覧」を添付する。
4. 本法の施行前に設置された農業用ため池については、管理者が所有者に代わって届出することも可。
(局長通知第4の1)
5. 届出日の確認、受理印を押印し受理日の確定。
6. 届出に当たって、登記事項証明書の提出は必須としない、しかしながら、防災工事等の本法による措置を講じていくためには、不動産登記簿上の所有者を把握しておく必要があることから、届出の際にその他参考資料として添付してもらるか、地方公共団体が登記事項証明書を公用請求して確認する。
(ガイドライン第2章1(6))
7. 管理の内容については、以下により記載するものとする。
除草・点検・水位調整・取水管理・その他()

2. 農業用ため池の変更（法第4条第2項）（本法附則第2条第2項）

所有者（既存農業用ため池については所有者等）は届出事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を県知事に届け出なければならない。



変更の内容

1. 当該届出に係る農業用ため池の名称、
2. 農業用ため池の所在地、
3. 変更の年月日
4. 変更の内容、
- ⑤変更の理由

提出書類 1部

1. 農業用ため池の変更届出書（様式第2号）
2. 変更の内容がわかる書類
3. 農業用ため池の届出書（様式第1号）（変更内容を反映したもの）

事務処理

届出者

1. 市町村へ届出について相談①
2. 農業用ため池の変更届出書（様式第2号）を農林事務所へ届出③

市町村

1. 届出者からの相談について助言②
2. 農林事務所から通知された書類を受理する④

農林事務所

1. 提出された書類について必要な事項が記載されていることを確認し受理印を押印し受理③
2. 登記事項証明書等の取得（届出内容に所有者の変更がない場合でも、現所有者に変更がないかを確認）
3. 市町村へ届出があったことを通知する④
農業用ため池の変更届出書の通知（様式第2号の2）に農業用ため池の変更届出書の写しを添付
4. 市町村へ届出内容の通知④
様式第2号の2（第4条第2項／附則第2条第2項関係）農業用ため池の変更届出書の通知
5. 県庁農地整備課へ報告⑤ 農業用ため池の変更届出書の報告（様式第2号の3）
6. ため池防災支援システムの登録内容を変更⑥

農地整備課

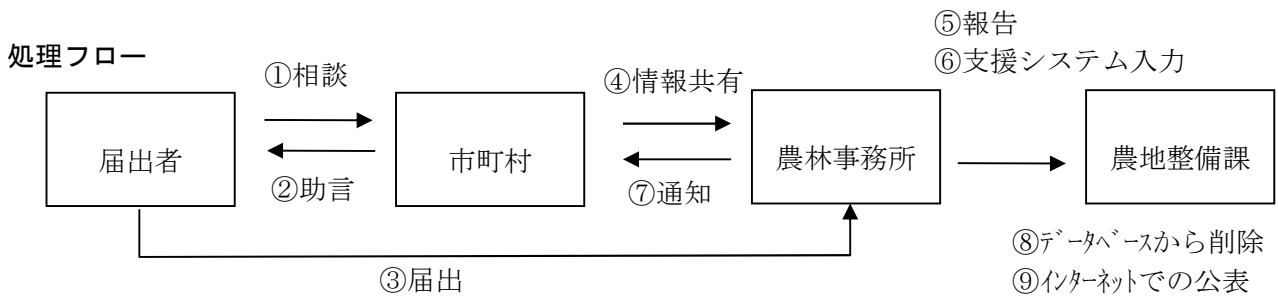
1. ため池データベースへの登録およびインターネットでの公表⑦、⑧
インターネットでの公表は年度毎におこなう。

備考

1. 附則第2条第2項は、既存農業用ため池の所有者等が岐阜県知事へ届出を行う場合である。
2. 水利組合、自治会が代表者として届出した場合において、代表者が変更となった場合についても、変更届が必要となる場合がある。
3. 共同管理しているため池の管理者（構成員）が変更となった場合、変更届が必要となる。
4. 本法の施行前に設置された農業用ため池については、管理者が所有者に代わって届出することも可。（局長通知第4の1）

3. 農業用ため池の廃止（法第4条第2項）

所有者（既存農業用ため池については所有者等）はため池を廃止したときは、遅滞なく、県知事に届け出なければならない。



提出書類 1部

1. 農業用ため池の廃止届出書（様式第3号）
2. 従前のため池の概要が分かる資料（位置図・写真等）
3. 廃止後の写真
4. 水利関係者及び地権者の同意書
5. その他参考となるべき資料
- イ. 堤体の除去等を行った場合は、除去写真及び降雨時の出水を安全に流下できることが確認できる写真等
- ロ. 治水等他目的に利用する場合には、新たな管理者により適切に管理が行われる事がわかる書類等

事務処理

届出者

1. 市町村へ届出について相談①
2. 農業用ため池の廃止届出書（様式第3号）を農林事務所へ届出③

市町村

1. 届出者からの相談について助言②
以下の内容について助言を行う
 - ・関係者の同意状況
 - ・影響する他法令等の有無及びその対応方法
 - ・廃止工事をとまなう場合、廃止後の安全性の確保状態
 - ・ため池の権利等を引き継ぐ場合、権利及び義務の引継ぎの確実性
 - ・処分制限期間内である場合、財産処分手続きの有無
2. 届出者からの情報を農林事務所へ提供する④
3. 農林事務所から通知された書類を受理する⑦

農林事務所

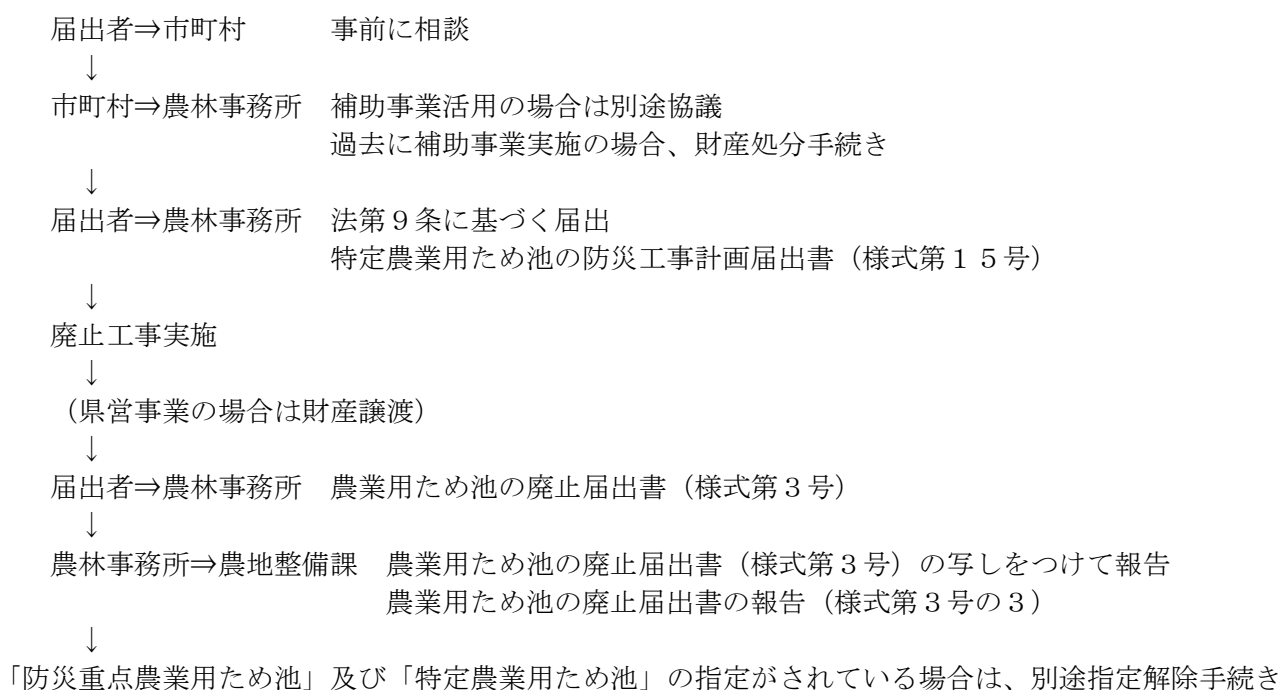
1. 提出された書類について必要な事項が記載されていることを確認し「農業用ため池の廃止届出書（様式第3号）」を受理印を押印し受理
2. 下記項目について確認をし、必要に応じ補正指示を行う。なお、所有者が従わない場合には法6条に基づく勧告を行う。
 - 1) ため池の概要が分かる資料が添付されている。（位置図・写真等）
 - 2) ため池の廃止理由及び廃止後の措置（安全性の確保）が適正である
 - 3) 水利関係者及び地権者の同意を得ている。（同意書の写しを添付）
（既に受益者がいない場合には、自治会長、水利組合等の管理主体からの同意に代える）
 - 4) 補助事業により取得した財産の場合、処分制限年数を経過している
 - 5) 県営事業により取得した財産の場合、土地改良財産譲与契約書の指定期間が経過している
 - 6) ため池廃止後の管理計画が決定している。流水部が普通河川となる場合、市町村の了解、作業を行う場合は占使用許可を受けている

- 7) 土地改良区、用水組合等が管理を行っていた場合、定款等の変更がなされている。または変更予定である
- 8) 消防水利としての機能を有しているため池の場合、市町村へ相談し、了解を得ている
3. 内容確認の上、内容が適正であれば、市町村へ届出があったことを通知する⑦
農業用ため池の廃止届出書の通知（様式第3号の2）に農業用ため池の廃止届出書の写しを添付
4. 農地整備課へ報告⑤ 農業用ため池の廃止届出書の報告（様式第3号の3）
5. ため池防災支援システムに削除処理を行う⑥
農業用ため池の廃止届出書の報告（様式第3号の3）
※法第4条は届出行為であるため、書類に不備がなければ県は受理しなければならない。

農地整備課

1. ため池データベースへの登録およびインターネットでの公表⑧、⑨
2. 「防災重点農業用ため池」及び「特定農業用ため池」の指定がされている場合は、別途指定解除

廃止工事を実施の場合



関係法令等

1. 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」
2. 「岐阜県土地改良財産の管理及び処分に関する要領」
3. 市町村の「法定外公共物の管理条例」等

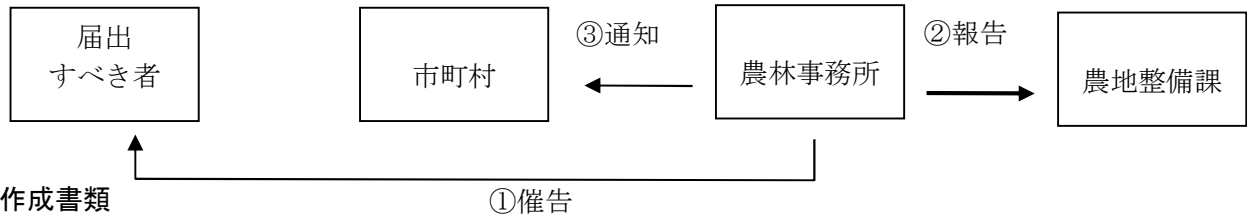
備考

1. 都道府県や市町村が補助事業等（土地改良法に基づく土地改良事業は除く。）により事業実施主体となる防災工事の場合は、所有者等に対して必要な防災工事の施行も含めて適正管理義務を明文化した本法の趣旨も踏まえ、所有者等から都道府県に対して防災工事計画を届け出ただく必要がある。
2. 本法の施行前に設置された農業用ため池については、管理者が所有者に代わって届出することも可。（局長通知第4の1）

4. 未届の農業用ため池の届出の催告（法附則第2条第3項）

届出がされていない既存農業用ため池があることを知ったときは、相当の期間を定めて、当該届出をすべき者に対し、その期間内に届出をすべき旨を催告するものとする。

処理フロー



作成書類

①催告

1. 届出催告書（様式第4号）
2. 農業用ため池の届出書（様式第1号）を添付書類とする
3. 届出催告書の報告（様式第4号の2）

事務処理

農林事務所

1. 届出すべき者に対し、催告する①
 - ・ 相当の期間は、原則2週間以内とし、特段の事情があればその事情を踏まえ適切に設定する。
 - ・ 催告書は的確な方法で行うべきであるため、配達証明郵便にて確実に届ける
2. 催告した旨を市町村、農地整備課へ通知②、③

市町村

1. 届出すべき者に関する情報提供等

農地整備課

1. 催告事実を確認

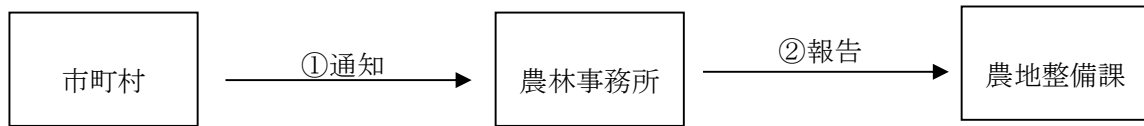
備考

1. 催告書の通知は、郵送によるものとし、配達証明郵便により確実に送付する。
岐阜県では郵送による場合統一的に配達証明郵便とする。
2. 当該業務は事務委任により農林事務所業務。

5. 未届の農業用ため池の通知（法附則第2条第4項）

届出がされていない既存農業用ため池があることを知ったときは、市町村長は都道府県知事に対し、その旨を通知する

処理フロー



提出書類

1. 通知書（様式第5号）

事務処理

市町村

1. 農林事務所へ通知①
 - ・「その他必要な事項」の欄には、市町村が把握している当該農業用ため池の所有者等の情報を記載する

農林事務所

1. 農地整備課へ写しを送付② 未届の農業用ため池の通知の報告（様式第5号の2）
 - ・提出された書類について必要な事項が記載されていることを確認し受理する
 - 「未届の農業用ため池の届出の催告（法附則第2条第3項）」処理へ

農地整備課

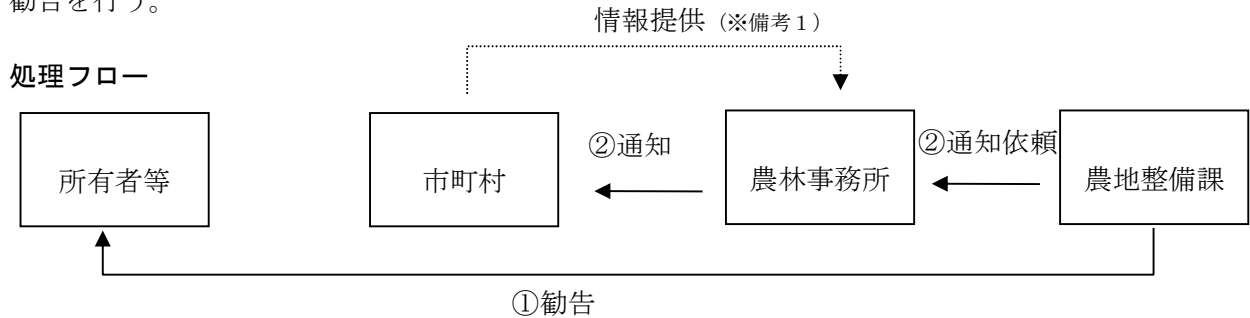
1. 通知書（様式第5号）の写しを受理

備考

1. 当該業務は事務委任により農林事務所業務。

1. 当該ため池の所有者等に対する管理上必要な措置を勧告（法第6条）

農業用ため池の所有者等が当該農業用ため池の管理上必要な措置を講じていないと認めるときは、当該農業用ため池の所有者等に対し、防災工事の施行、管理者の選任その他の必要な措置を講ずべき旨の勧告を行う。



作成書類

1. 農業用ため池の適正な管理に関する勧告書（様式第6号）

事務処理

農地整備課

1. 所有者等へ勧告①
 - ・ 勧告の判断に当たっては、県は市町村と連携し定期的に現場の状況の確認や施設の管理状況の把握等を行う必要がある
 - ・ 勧告書は的確な方法で行うべきであるため、配達証明郵便にて確実に届ける
2. 所有者等へ勧告したことを農林事務所を通じ市町村へ通知②

農林事務所

1. 市町村へ通知②

備考

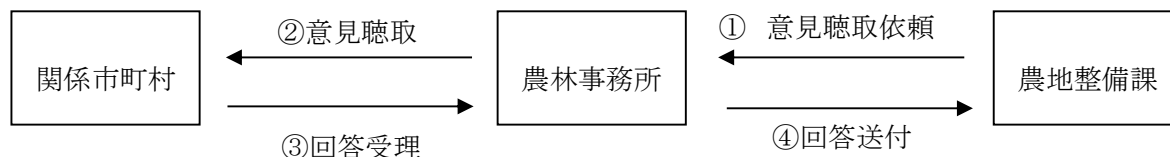
1. 市町村は、日常的にため池の管理状況の把握と管理に対する指導を行っており、市町村から上記の懸念や危険性についての通報を受けた場合は、県は直ちに必要な現地確認等を行う必要がある。これらの行為を効率的に行うためにも、県と市町村は、連絡体制等を整えるとともに、管理状況についての情報共有を行っておく必要がある。（運用第7の1の（1））
2. 法第6条に基づく勧告に係る措置は、以下のものである。
 - 1) 堤体の変形、堤体からの漏水、洪水吐きの破損等に対応するため、法第9条に規定する補修や補強等の防災工事の実施。
 - 2) 管理者不在のため、施設の点検や洪水吐きの流木・堆積土砂の除去などの管理が行われていない場合には、管理者の選任や管理上必要な措置の実施。
 - 3) 直ちに対策を行わなければならない場合の落水や土嚢設置などの応急措置の実施などが考えられる
また、農業用ため池の所有者が遠隔地に居住するなど、自ら管理上必要な行為についての判断ができない場合には、勧告により管理者の選任を求めることが考えられる。（運用7の1（2））
3. 勧告は、配達証明郵便又は内容証明郵便とすることが望ましい。（運用第7の2）
岐阜県では統一的に配達証明郵便とする。

第4章 特定農業用ため池の指定

1. 特定農業用ため池の指定・解除の手続き（法第7条第2項、第5項）

特定農業用ため池を指定・解除しようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴くものとする。

処理フロー



作成書類

1. 指定の場合：特定農業用ため池の指定に関する市町村長への意見聴取（様式第7号）
2. 解除の場合：特定農業用ため池の解除に関する市町村長への意見聴取（様式第10号）

事務処理

農地整備課

1. 農林事務所へ関係市町村への意見聴取を依頼①
・農林事務所を通じ意見聴取を行う。

農林事務所

1. 関係市町村へ意見聴取②
2. 市町村からの回答書について必要な事項が記載されていることを確認し受理する③
3. 写しをとり原本を農地整備課へ送付④

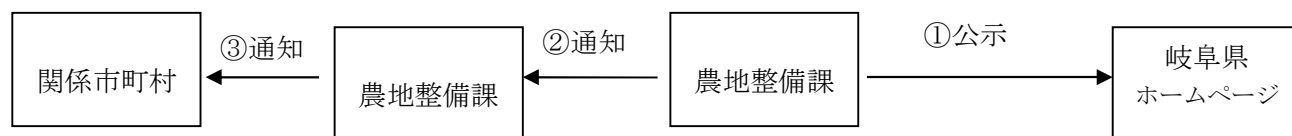
市町村

1. 意見聴取に対する回答③

2. 特定農業用ため池の指定・解除の公示（法第7条第3項、第5項）

特定農業用ため池を指定・解除しようとするときは、特定農業用ため池の名称と所在地、年月日を公示する。

処理フロー



作成書類

1. 指定の場合：特定農業用ため池の指定の公示（様式第8号）
2. 解除の場合：特定農業用ため池の解除の公示（様式第11号）

事務処理

農地整備課

1. 岐阜県ホームページに公示①
2. 指定・解除について、農林事務所を通じて市町村へ通知②

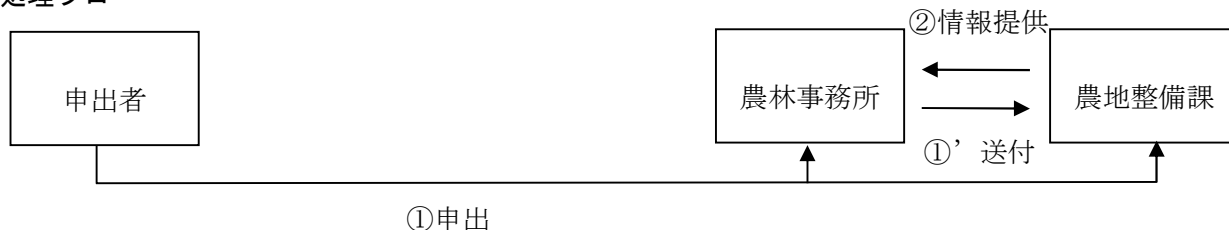
農林事務所

1. 指定・解除について、市町村へ通知③

3. 利水者等が指定を知事に申し出る場合の手続（法第7条第4項）

農業用ため池の所在地を管轄する市町村長、所有者、管理者、利水者、近隣の住民等の利害関係人は、当該農業用ため池が指定要件に該当し指定する必要があると思料するときは、当該農業用ため池の名称、所在地、申出の理由及び利害関係の内容を記載した書面により都道府県知事に申し出ることができる。

処理フロー



提出書類 1部

1. 特定農業用ため池の指定の申出書（様式第9号）

事務処理

申出者

1. 特定農業用ため池の指定の申出書（様式第9号）により農地整備課へ申出①
・行政サービスの観点から農林事務所への書類の提出も可とする。

農地整備課

1. 提出された書類について必要な事項が記載されていることを確認し受理印を押印し受理
副本にも受理印を押印し、届出者へ返却
2. 関係農林事務所へ通知②
3. 市町村へは法第7条第2項により別途協議

農林事務所

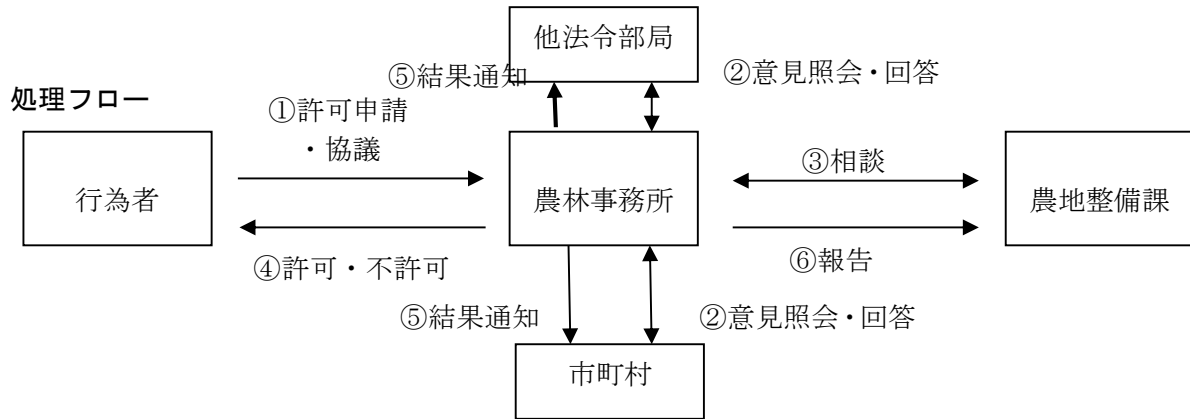
1. 農林事務所に書類を提出された場合は、経由印を押し、副本を申出者に返却する。
提出された書類について必要な事項が記載されていることを確認（形式審査）する。①
2. 写しをとり原本を農地整備課へ送付する。①'

第5章 行為制限に関する許可申請・協議

1. 特定農業用ため池における行為（許可申請・協議）（法第8条第1項、第3項）

特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。

「特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為」とは、堤体の形状を直接変更する行為のほか、水底の掘削や岸の形状の変更、取水設備又は洪水吐の変更や廃止のように、堤体と密接に関わっている部分の形状を変更する行為や堤体の基礎地盤の安定性に影響を及ぼす行為について許可・協議を要する。



提出書類 各3部（正本1部、副本1部）

1. 農業用ため池の行為制限に関する許可・協議書（様式第12号）
2. 申請者がため池の所有者等ではない場合、所有者等の同意書を添付（様式第12号の3）
3. 公図と土地登記簿の写し
4. 計画説明書
5. 計画図
6. その他必要な事項

各提出書類の明示すべき事項

添付順序	図書の名称	明示すべき事項	確認欄
1	許可申請・協議書 （様式第12号）	1 特定農業用ため池の名称・所在地 2 行為の内容及び施行方法 3 行為の着手・完了予定年月日	
2	同意書 （様式第12号の3）	1 申請者がため池の所有者等ではない場合、権利者（下記2名）の同意書を添付。 ①土地所有者（複数所有である場合全員の同意又は委任状添付） ②ため池管理者 2 申請者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載。 3 ため池所有者、管理者が連名にて同意する場合は、適宜欄を増やすこと。	
3	公図と土地登記簿の写し		
4	計画説明書	行為の計画がわかるもの（現場写真、その行為がため池の安全性に影響を及ぼさないことを示す構造計算書、水利計算書を含む。）	
5	計画図	行為の計画がわかるもの（位置図、平面図、構造図その他必要な図面）	
6	その他必要な事項	当該許可を行うことについて、森林法、地すべり等防止法、河川法、砂防法、その他の法令による許可、許認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載（関係法令の許可証の写し（協議簿の写し等）を添付）	

事務処理

行為者

1. 農業用ため池の行為制限に関する許可・協議書（様式第12号）を農林事務所へ提出①

農林事務所

1. 提出された書類について必要な事項が記載されているか、不足はないかを確認(形式審査)
2. 書類に問題がなければ受理し、正、副書類に受理印を押印後、副本は届出者へ返却
3. 書類に不備があった場合、補正指示をおこない、補正完了後受理（様式第12号の7）
4. 経緯を整理するため、保全法管理台帳に記載（様式第12号の6）
5. 市町村及び他法令部局に意見照会（様式第12号の4）（許可申請・協議書の写しを添付する）②

＜照会先＞

市町村→文化財保護法、宅地造成等規制法、開発等
農林事務所（林業課、農業振興課）→森林法、農地法
土木事務所→河川法、砂防法
県事務所環境課→土壌汚染対策法、埋め立て条例
農地整備課→地すべり等防止法
（※担当機関調整中）→盛土規制法

※市町村への照会 はため池担当部署への意見照会ではなく、所管法令に対する照会

6. 必要に応じ農地整備課に相談③
7. 提出された計画説明書及び添付書類だけでは、当該防災工事計画が防災上十分か確認できない場合には、必要となる資料等を届出者に提示した上で、文書で補正を指示する。（様式第12号の7）
補正の経過については、補正完了となるまで、その状況について整理し記録を残す。
8. 当該届出を受理した日から50日以内（土曜日・日曜日・祝日などの閉庁日を含まない）に審査し、許可・不許可通知を行う。前項の処理日数には、申請書類及び申請内容を補正するために申請者が要した日数は含まないものとする。
行為制限に関する管理台帳（様式12号の6）により処理日数を管理し、標準処理日数を厳守すること
9. 許可通知書（様式第13号）又は不許可通知書（様式第14号）を交付④
許可通知書の交付にあたっては、申請者又はその関係者を農林事務所に呼び、直接手交し補助簿に受領のサイン等をもらうか、または配達証明郵便により確実に送付する。
岐阜県では統一的に配達証明郵便とする
10. 農地整備課、市町村、他法令部局へ結果通知⑤
行為制限に関する許可・不許可通知（様式第12号の5）
11. 農地整備課へ許可（不許可・同意）を報告⑥（様式第12号の10）

市町村

1. 農林事務所からの意見照会に他法令部局の意見を取りまとめ回答②

留意事項

1. 許可内容に変更があった場合には、新規の「許可申請」として改めて申請させること。
ただし、軽微なものについては、軽微な変更とし変更内容を届出させるものとする。（「軽微な変更」については、以下のとおり）
なお、必要に応じ関係部署に意見照会または情報提供をおこなう。
2. 軽微な変更の届出様式は行為制限に関する許可内容の変更届（様式第12号の9）にて届出をすること。

「軽微な変更」

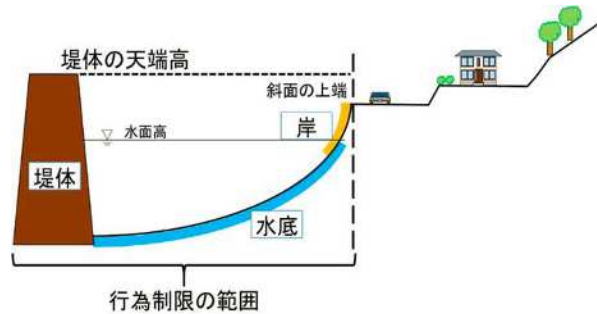
施行令第2条第1号から3号に該当する行為の変更のうち

- 1) 起終点、範囲が変わらないなど実測によるもの
- 2) 現場での取り合わせに関するもの
- 3) 仮設方法の変更で、他への影響が少ないもの
- 4) 着手予定、完了予定など工事内容と直接関係のないもの
- 5) その他、農林事務所長が認めるもの

行為制限の範囲（運用第12）

堤体、取水設備、洪水吐きに加え、水底及び岸（貯水面と接する堤体天端高さ以下の斜面（垂直面を含む））であり、それら以外の場所で行われる行為（特定農業用ため池の上流にある山林の伐採等）は、許可を要する行為には含まない。

堤体（取水設備や洪水吐を含む）だけではなく、堤防高さを周囲に投影した岸も該当する。



特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為

1. 当該特定農業用ため池に係る水底の掘削
2. 当該特定農業用ため池に係る岸の形状の変更
3. 取水設備又は洪水吐の変更又は廃止

＜補足＞「特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為」

堤体の形状を直接変更する行為（堤体にアンカーを設置して係留索で水上設置型太陽光発電設備を固定する行為を含む。）のほか、水底の掘削や岸の形状の変更（水底又は岸にアンカーを設置して係留索で水上設置型太陽光発電設備を固定する行為を含む。）、取水設備又は洪水吐きの変更や廃止のように、堤体と密接に関わっている部分の形状を変更する行為や堤体の基礎地盤の安定性に影響を及ぼす行為としている。

堤体以外への行為も許可を受けることとしているのは、例えば、水底の掘削によって水底から堤体の基礎地盤が水が浸透することで、堤体の安全性に影響を及ぼすことが想定されるほか、堤体周辺の岸の形状の変更による法面の不安定化（岸にある竹木の伐採については、岸の形状の変更には当たらない。）や、取水設備の変更による設備の周辺部からの漏水、洪水吐きの変更による放流能力の低下などは、いずれも堤体の安全性に影響を及ぼすことが想定されるためである。（ガイドラインP.34）

制限行為で許可を要しない行為

1. 土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業の施行として行う場合
2. 法第9条第1項若しくは第3項の規定による届出又は第10条第1項の規定による命令に係る防災工事の施行として行う場合
3. 非常災害のため必要な応急措置として行う場合
4. 堤体、取水設備又は洪水吐の修繕、水底の堆積物のしゅんせつその他ため池の管理に係る行為
5. 土質試験その他の特定農業用ため池の安全性に関する調査のために行う土地の掘削
6. 河川法第8条に規定する河川工事の施行として行う行為
7. 国又は県が砂防法第1条に規定する砂防工事の施行として行う行為
8. 国又は県が森林法第41条第3項に規定する保安施設事業の施行として行う行為
9. 国又は県が地すべり等防止法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の施行として行う行為
10. 県が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行として行う行為

法第8条第1項第3号の「非常災害のため必要な応急措置」の内容（運用第12の2）

「非常災害」とは、気象又は突発事故等の原因は問わず、農業用ため池の全部又は一部の決壊による水害その他の災害により、国民の生命及び財産に被害を及ぼすことをいう。また、「応急措置」とは、農業用ため池の決壊や損傷の拡大防止や再度の災害発生を防止するために実施するもので、堤体等の盛土補強、損傷部における土のうやブルーシートによる養生、竹木の伐採、可搬式ポンプによる強制排水、仮排水路の整備、洪水吐きの流木や堆積土砂の除去等がある。

「当該特定農業用ため池の保全に支障を及ぼすおそれが少ない行為」の内容

(ア) 堤体、取水設備又は洪水吐きの修繕、水底の堆積物のしゅんせつその他当該特定農業用ため池の管理に係る行為（規則第8条第1号）

例えば、モグラ等が堤体に掘った穴の埋戻し・突固め、堤体の下流側に設置されている承水路に堆積する土砂排除、取水設備・洪水吐きの流入部付近に堆積している土砂等の排除、水底に堆積した泥土の除去（いわゆる「かいぼり」であり、貯水容量の増大を目的とした掘削とは異なるもの。）、洪水吐きゲートの塗装、コンクリート護岸の目地やひび割れの補修、水位計等の計測機器、撮影機器、防護柵、標識の設置等がある。

また、災害復旧工事（地方公共団体単独補助による復旧工事や自力での復旧工事を含む。）は、機能向上を伴わない原形復旧を基本とすることから、管理に係る行為に該当すると整理している。

(イ) 土質試験その他の農業用ため池の安全性に関する調査のために行う土地の掘削（規則第8条第2号）

豪雨や地震に対する安定性の確認等を目的として行う行為であるが、調査終了後には、原形に近い状態に復旧されるものである。これには、築堤材料の性質や堤体の浸潤線を把握するもの、取水設備の劣化状態を把握するものなどがある。

(ウ) 他法令により規定される工事の施行として行う行為（規則第8条第3号～7号）

規則第8条第3号から第7項号までに規定する以下の行為に関し、

- ・ 河川法第8条に規定する河川工事については、同法に基づく技術基準等によって安全性が確認されること
 - ・ 河川法第8条以外の法令に規定する工事等については、当該工事の基準を遵守し、特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすことがないように施行することを当該法令の所管部局との間で確認したことから、特定農業用ため池の保全に支障を及ぼすおそれが少ない行為として位置付けている。（運用第12の2）
1. 河川法第8条に規定する河川工事の施行として行う行為（規則第8条第3号）
 2. 国又は都道府県が砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防工事の施行として行う行為（規則第8条第4号）
 3. 国又は都道府県が森林法（昭和26年法律第249号）第41条第3項に規定する保安施設事業の施行として行う行為（規則第8条第5号）
 4. 国又は都道府県が地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第4項に規定する地すべり防止工事の施行として行う行為（規則第8条第6号）
 5. 都道府県が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行として行う行為（規則第8条第7号）

許可の可否の決定に当たっての留意事項

1. 許可の可否を決定するに当たっては、申請に基づく行為に応じて、ため池の力学的・水理学的安全性などを検討する必要がある。許可の可否は個別の行為ごとに判断する必要があるため、土地改良事業計画設計基準や土地改良事業設計指針「ため池整備」、許可申請者が用いている技術基準等を参考にすること。また、許可に当たっては、必要に応じ、工事報告書の提出などの条件を付すものとする。（運用第12の4）
2. 郵送による提出の場合、農林事務所に書類が到着し内容確認した日を、申請書の受理日とする。
3. 許可・不許可の判断は、“当該特定農業用ため池の保全上支障があると認める場合”で判断する。（法第8条第2項）

関係者の同意状況や、関係法令の許可の取得状況により、不許可とすることはできない。

審査のポイント

1. 地権者等（利用者を含む）の同意が得られているか。
2. ため池への影響（既存ため池の機能を損なわないか。維持管理上問題はないか。）
3. 施設を新設する場合、その施設が機能的、構造的に問題はないか。
4. 特に、ため池敷地外も含め行為をおこなう場合は、他法令での許認可が取得されていることを確認

許可及び協議の手続き

- ・ 許可申請書や協議書、またそれらの添付書類に不備がある場合は、当該許可申請や当該協議を受理しないことがある。また、申請が不許可、または協議が不成立となる場合もある。
- 許可申請書の再提出若しくは再協議の必要が生じた時点又は申請不許可若しくは協議不成立となった時点で、事業実施主体（許可申請者又は協議者）が建設業者等との契約を締結していた場合には契約内容を見直すこととなるほか、見直し内容によっては再設計や用地関係の再調整、工事費等の増額が必要となる可能性がある。このため、許可の申請や協議の前に期間を十分に確保した上で、許可申請書や協議

書提出に必要な書類等について事業実施主体から相談を受けることが望ましい。(運用第12の3)

- ・許可申請や協議に係る特定農業用ため池が、砂防法等の他の法令による規制を受ける区域に立地している場合には、当該法令に基づく許可申請の手続が必要な場合があることから、この手続に要する期間も考慮して準備を進める必要がある。

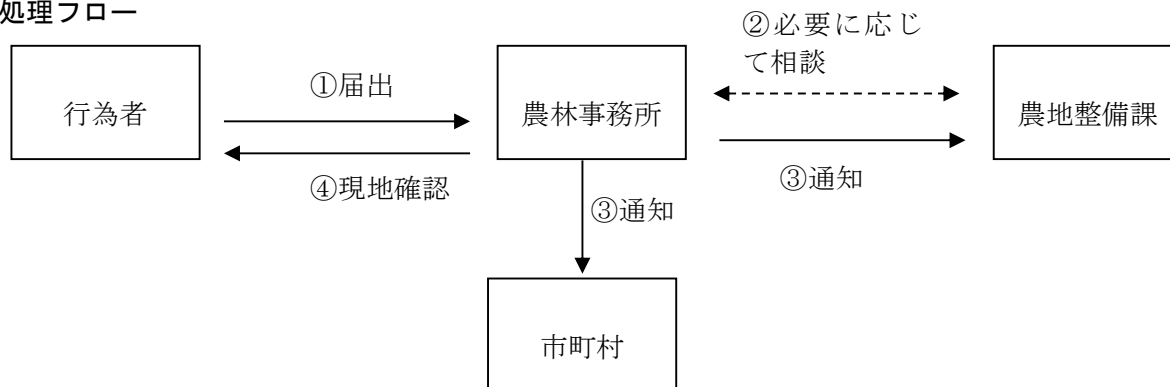
許可条件の例

1. 行為に着手したとき及び、行為が完了したときは、着手届及び完了届を遅滞なく知事に提出すること。
2. 中止又は、廃止する場合は事前に理由を付して届け出ること。
3. 内容の変更をしようとする場合、あらかじめ許可を得ること。
4. 行為が法令に抵触していることが判明した場合許可を取り消すことがある。
5. 行為が行われている間「許可通知書」の写しを公衆の見やすい場所に、掲示しなければならない。
6. 当該許可の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。
7. 完了届、中止届、廃止届を提出した後、県の確認を受けなければならない。
8. 許可を受けた行為の実施中のみならず完了後であっても、当該ため池の保全上支障があるとみとめられる場合は、これを改善しなければならない。
9. 前項は、中止及び廃止の場合にも適用する。

2. 特定農業用ため池における行為の（着手、完了、中止、廃止）（法第8条第1項、第3項）

法第8条第1項、第3項により防災工事の許可または協議を行った行為について、着手、完了、中止、廃止をしたときに届出を行う。

処理フロー



提出書類 1部

1. 特定農業ため池における行為制限に関する（着手、完了、中止、廃止）届（様式第12号の2）
2. 完了届提出の際は、完了写真と写真の方向を示す方向図
3. その他必要な事項

各提出書類の明示すべき事項

添付順序	函書の名称	明示すべき事項	確認欄
1	（着手、完了、中止、廃止）届 （様式第12号の2）	1 許可年月日及び番号 2 許可承認の期間 3 着手（完了、中止、廃止）年月日 4 中止（廃止）しようとする理由	
2	その他必要な事項	届出の内容の分かる説明資料	

事務処理

行為者

1. 特定農業ため池における行為制限に関する（着手、完了、中止、廃止）届を農林事務所へ提出①

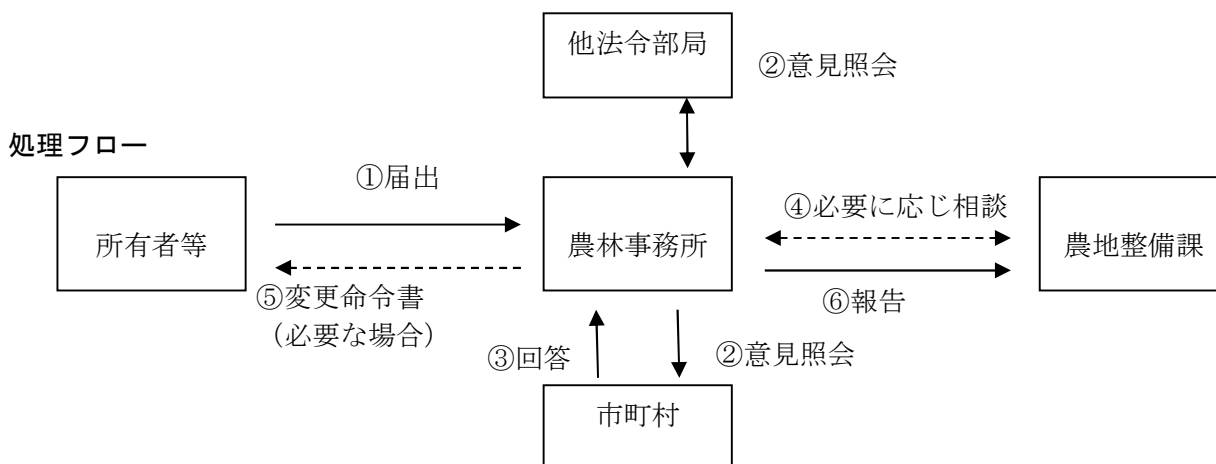
農林事務所

1. 提出された書類について必要な事項が記載されていることを確認し受理する
2. 必要に応じ農地整備課に相談②
3. 市町村、農地整備課に通知する③
4. 完了、中止、廃止の届出があった場合は現地確認をおこなう④
5. 現地確認の結果、“ため池の保全上支障があると認める場合等”は、改善指示をおこなう（様式第12号の8）
6. 着手、完了、中止、廃止の事実を市町村へ通知

第6章 防災工事の工事計画届出

1. 特定農業用ため池における防災工事の施行（法第9条第1項、第3項）

特定農業用ため池の防災工事（耐震対策、豪雨対策、老朽化対策及び廃止の工事）を行う所有者等は、本法第9条第1項の規定に基づき、当該防災工事に着手する日の30日前までに、当該防災工事に関する計画を県知事に届け出なければならない。



提出書類 各3部（正本1部、副本2部）

1. 特定農業用ため池の防災工事計画届出書（様式第15号）
特定農業用ため池の指定の際に現に防災工事を施行している場合：（様式第17号）
2. 計画説明書
3. その他必要な事項

各提出書類の明示すべき事項

添付順序	図書の名称	明示すべき事項	確認欄
1	防災工事計画届出書 (様式第15号)	1 特定農業用ため池の名称・所在地 2 防災工事の種類、内容及び施工方法 3 行為の着手・完了予定年月日 4 その他必要な事項	
2	計画説明書	行為の計画がわかるもの（現場写真、その行為がため池の安全性に影響を及ぼさないことを示す構造計算書、水利計算書を含む。）	
3	その他必要な事項	1 当該届出者が法人である場合には、その定款又は寄附行為の写し 2 当該届出者が法人でない団体である場合には、その規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 3 特定農業用ため池の位置図、平面図、構造図その他必要な図面 4 当該許可を行うことについて、森林法、地すべり等防止法、河川法、砂防法、その他の法令による許可、許認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載	

防災工事計画において確認すべき内容

ア 耐震対策及び豪雨対策の確認点

防災工事を必要とする対策の内容に応じて、1. 堤体のすべり破壊等に対する安定性、2. 堤体の浸透破壊に対する安定性、3. 必要な堤防高、4. 設計洪水量を流下させるための洪水吐の能力等を確保するために確実に施行されるかを確認する

イ 老朽化対策の確認点

防災工事を必要とする理由に応じて、

1. 漏水防止、2. 断面不足の堤体補修、3. 洪水吐や取水設備の改修、4. 護岸の整備等による浸食防止等が確実に施行されるかを確認する

ウ 廃止工事の確認点

1. 廃止後のため池に流入する洪水の流下能力、2. 必要な下流水路の設置、3. 掘削残土を使用した埋立てを行う場合は土砂流出防止措置がなされているか等を確認する

事務処理

所有者等

1. 特定農業用ため池の防災工事計画届出書（様式第15号）または（様式第17号）により農林事務所へ届出①

農林事務所

1. 提出された書類について必要な事項が記載されていることを確認し受理する
2. 市町村及び他法令部局に意見照会（様式第15号の2）（許可申請・協議書の副本を添付する）②
3. 必要に応じ農地整備課に相談④
4. 提出された防災工事計画書及び添付書類だけでは、当該防災工事計画が防災上十分か確認できない場合は、必要となる資料等を届出者に提示した上で、防災事業計画書及び添付書類の再提出を求める
5. 当該届出を受理した日から30日以内に限り、当該計画の変更を命ずることができる⑤
6. 変更があった場合市町村へ通知（様式第16号の2）
7. 届出事実を農地整備課へ報告⑥（様式第15号の3）

市町村

1. 農林事務所からの意見照会に回答②

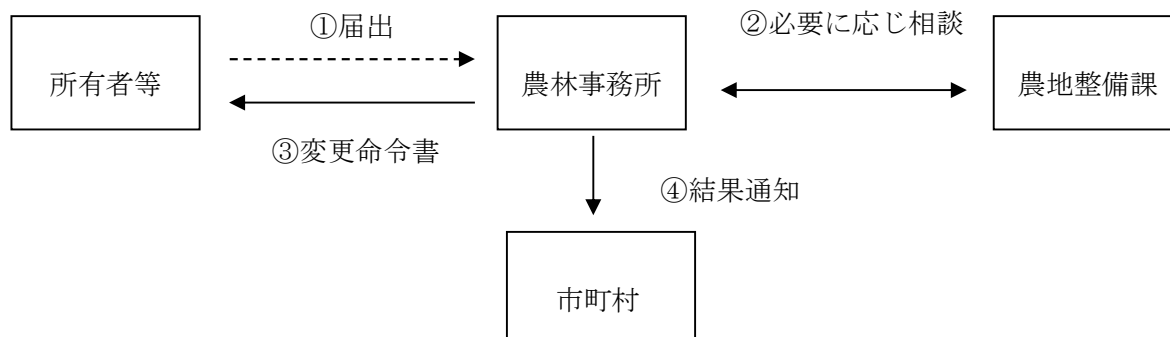
留意事項

1. 防災工事計画は、当該防災工事に着手する30日前までに都道府県知事に提出される必要がある。
「当該防災工事に着手する30日前までに」とは、防災工事計画を届け出た日の翌日から工事着手日の前日までの日数が30日間以上あることを意味する。例えば、5月31日に特定農業用ため池の防災工事に着手する場合は、4月30日が届出期限となる。
ここでいう工事の着手とは、例えば公共工事の場合は、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、設計施工一括発注方式における設計、工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。
2. 当該届出を受理した日から30日以内に限り、当該計画の変更を命ずることができる。
「30日以内に限り」とは、届出を受理した日の翌日から起算し、30日以内を意味する。例えば、4月30日に特定農業用ため池の防災工事計画を受理した場合には、5月31日までは変更命令を出すことができる。また、防災工事計画書及び添付資料だけでは、当該防災工事計画が災害を防止する上で十分か確認できないために、届出者に追加資料の提出を求めた場合には、追加資料を含めた届出書類一式を受理した日から30日以内に限り、当該計画の変更を命ずることができる。
3. 都道府県や市町村が補助事業等（土地改良法に基づく土地改良事業は除く。）により事業実施主体となる防災工事の場合は、所有者等に対して必要な防災工事の施行も含めて適正管理義務を明文化した本法の趣旨も踏まえ、所有者等から都道府県に対して防災工事計画を届け出ただけが必要がある。
4. 郵送による提出の場合、農林事務所に書類が到着し内容確認した日を、申請書の受理日とする。

2. 防災工事計画の変更に関する命令（法第9条第2項）

防災工事届出があった場合において、当該届出に係る計画が当該特定農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止する上で十分でないとき、当該届出を受理した日から30日以内に限り、当該届出を行った者に対し、当該計画の変更を命ずることができる。

処理フロー



作成書類

1. 防災工事計画の変更に関する命令書（様式第16号）

事務処理

農林事務所

1. 必要に応じ農地整備課に相談②
2. 届出者への変更命令③
3. 市町村へ結果通知 ④

特定農業用ため池における防災工事計画の変更について（通知）（様式第16号の2）

留意事項

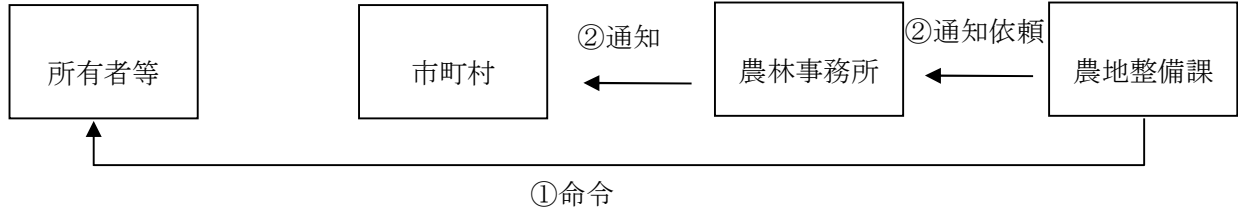
1. 当該届出を受理した日から30日以内に限り、当該計画の変更を命ずることができる。
「30日以内に限り」とは、届出を受理した日の翌日から起算し、30日以内を意味する。例えば、4月30日に特定農業用ため池の防災工事計画を受理した場合には、5月30日までは変更命令を出すことができる。また、防災工事計画書及び添付資料だけでは、当該防災工事計画が災害を防止する上で十分か確認できないために、届出者に追加資料の提出を求めた場合には、追加資料を含めた届出書類一式を受理した日から30日以内に限り、当該計画の変更を命ずることができる。

第7章 防災工事の施行に関する命令

1. 防災工事の施行に関する命令（法第10条第1項）

防災工事を行うよう勧告を受けた当該農業用ため池の所有者等が、正当な理由がなくて当該勧告に係る防災工事の施行をしないときは、「相当の期限」定めて、防災工事の施行を命ずることができる。

処理フロー



作成書類

1. 防災工事の施行に関する命令書（様式第18号）

事務処理

農地整備課

1. 所有者等へ防災工事の施工を命令①
原則命令書は対象者に内容を説明し直接手交する。
やむを得ず郵送による場合は、配達証明郵便にて確実に届ける
2. 所有者等へ命令したことを農林事務所を通じ市町村へ通知②
防災工事の施行に関する命令について（通知）（様式第18号の2）

農林事務所

1. 市町村へ通知③

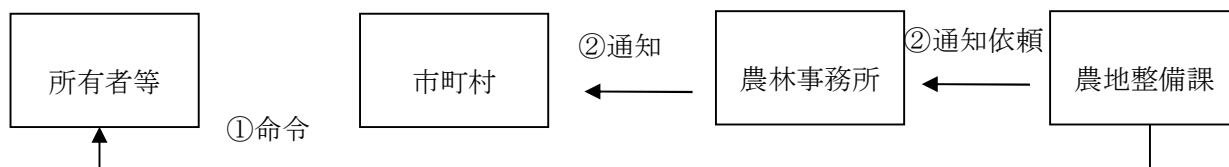
留意事項

1. 勧告を受けた特定農業用ため池の所有者等が正当な理由があるとして防災工事の施行をしない場合は、事実確認のために県の職員等が当該特定農業用ため池の立入調査や所有者等への報告徴収を行い、防災工事を行わない理由についての正当性を判断することになる。
2. 「相当の期限」については、ため池の損傷の程度及び危険度又は切迫性、防災工事の規模又は内容、出水期等を踏まえて設定する。（ガイドライン P.44）
3. 法第6条勧告を準用し、配達証明郵便又は内容証明郵便とすることが望ましい。（運用第7の2）
岐阜県では統一的に配達証明郵便とする。

2. 防災工事計画の遵守に関する命令（法第10条第2項）

届出された計画に従って防災工事を施行していないと認めるときは、「相当の期限」を定めて、当該計画に従って防災工事を施行することを命ずることができる。

処理フロー



作成書類

1. 防災工事計画の遵守に関する命令書（様式第19号）

事務処理

農地整備課

1. 所有者等へ防災工事の施工を命令①
原則命令書は対象者に内容を説明し直接手交する。
やむを得ず郵送による場合は、配達証明郵便にて確実に届ける
2. 所有者等へ命令したことを農林事務所を通じ市町村へ通知②
防災工事計画の遵守に関する命令について（通知）（様式第19号の2）

農林事務所

1. 市町村へ通知②

留意事項

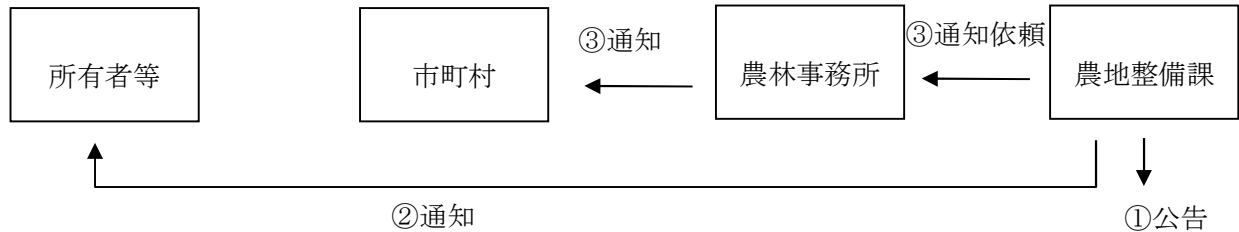
1. 「相当の期限」については、ため池の損傷の程度及び危険度又は切迫性、防災工事の規模又は内容、出水期等を踏まえて設定する。（ガイドライン P.44）

第8章 防災工事の施行に関する代執行

1. 防災工事の施行に関する代執行令（法第11条第1項）

特定農業用ため池の所有者等において、防災工事の施行義務があるにもかかわらず、施行義務を履行できない場合など、県知事が代執行を行うことができる。

処理フロー



作成書類

1. 防災工事の代執行の公告（様式第20号）
2. 防災工事の代執行令書（様式第21号）

事務処理

農地整備課

1. 農地整備課にて公告（ホームページ）①
2. 所有者等へ通知②
代執行令書（様式第21号）
3. 所有者等へ命令したことを農林事務所を通じ市町村へ通知
防災工事の代執行について（通知）（様式第21号の2）

農林事務所

1. 市町村へ通知③

留意事項

1. 第2号「相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなお特定農業用ため池の所有者等を確認することができないため第六条の勧告をすることができないとき」は、「相当の期限」を定めて、当該防災工事を施行すべき旨及びその期限までに当該防災工事を施行しないときは、自ら当該防災工事を施行し、当該防災工事の施行に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告する。
2. 「相当の期限」は、勧告の対象となる特定農業用ため池について、損傷の程度及び危険度又は切迫性、防災工事の規模又は内容、出水期等を踏まえて設定する。（ガイドライン P.52）

2. 防災工事の施行に関する代執行令の費用徴収の手続（法第11条第2項）

代執行に要した費用について、防災工事の施行義務者である所有者等から徴収することができる。

処理フロー



作成書類

1. 防災工事の代執行に要する費用の納付命令書（様式第22号）

事務処理

農地整備課

1. 所有者等への命令①
2. 農林事務所へ所有者等に命令したことを通知②

備考

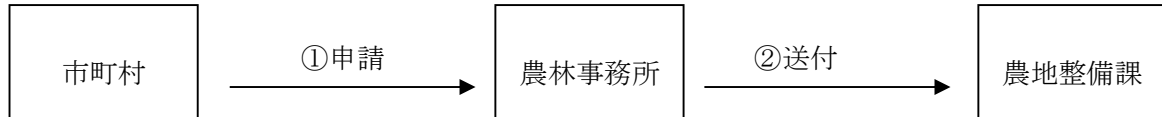
1. 県は、代執行に要した費用徴収の手続は、行政代執行法の規定を準用する
この規定は、代執行に要した費用について、防災工事の受益者である農業用ため池の利用者から地方自治法第224条の分担金として徴収することを妨げるものではない。
2. 所有者等が代執行に要した費用の納付を拒否した場合の費用の徴収については、行政代執行法第6条第1項において「代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる」とされている。

第9章 市町村による施設管理権の設定

1. 市町村による施設管理権の設定（法第13条第1項）

市町村長は、特定農業用ため池について、当該特定農業用ため池の操作、維持、修繕その他の管理を行う権利の設定に関し、県知事に対し、裁定を申請することができる。

処理フロー



提出書類 1部

1. 施設管理権の設定に関する裁定申請書（様式第23号）
2. その他参考となるべき資料（必要に応じて）

事務処理

市町村

1. 農地整備課へ申請①
行政サービスの観点から農林事務所への書類の提出も可

農地整備課

1. 提出された書類について必要な事項が記載されていることを確認し受理印を押印し受理

農林事務所

1. 農林事務所に書類を提出された場合は、提出された書類について必要な事項が記載されていることを確認（形式審査）①
2. 経由印を押し原本を農地整備課へ送付①'

備考

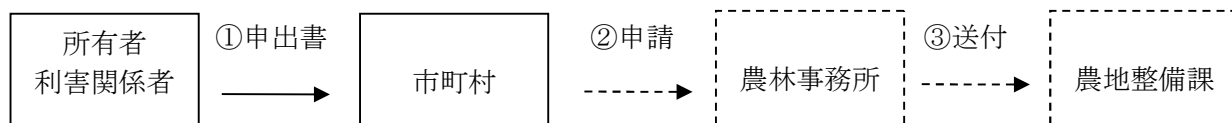
1. 裁定申請後の公告は法第14条手続き、裁定は法第15条手続きへ。

2. 利害関係者による施設管理権の申出（法第13条第2項）

特定農業用ため池の所有者、特定農業用ため池から農業用水の供給を受ける者その他の利害関係人は、当該特定農業用ため池について、前項の規定による申請をすべき旨をその所在地を管轄する市町村長に申し出ることができる。

処理フロー

※法第13条第1項



提出書類 1部

1. 施設管理権の設定に関する申出書（様式第24号）
2. その他参考となるべき資料（必要に応じて）

事務処理

所有者・利害関係者

1. 施設管理権の設定に関する申出書（様式第24号）により市町村へ申出①

市町村

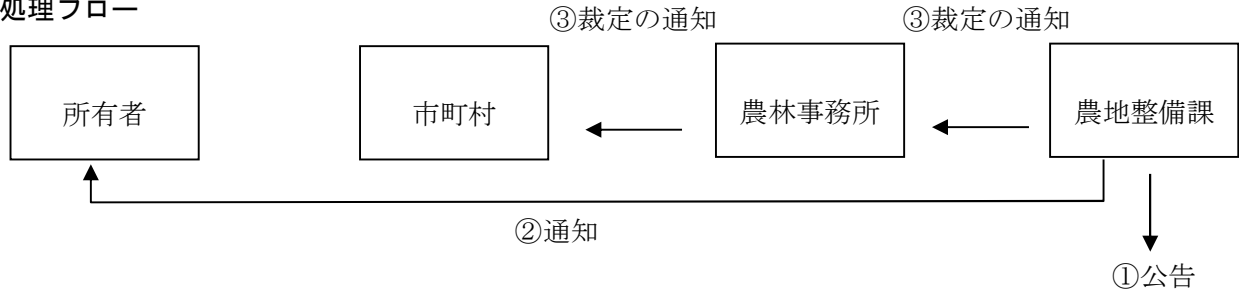
1. 提出された書類について必要な事項が記載されていることを確認し受理する（以降、法第13条第1項手続き）②

第10章 裁定に係る公告等

1. 確知者への通知（法第14条第1項）

市町村長から県に裁定の申請があった場合は、①申請があった旨、②申請のあったため池の名称及び所在地、③所有者（共有の場合は持分の過半を有する者）が確知できない旨、④所有者は公告の日から6月以内に異議を申し出ることができる旨等を公告するほか、確知されている所有者には通知する。

処理フロー



作成書類

1. 裁定申請の公告（様式第25号）
2. 裁定の申請に関する通知書（様式第26号）

事務処理

農地整備課

1. 農地整備課にて公告①

公告内容

- 1) 当該申請があった旨
 - 2) 当該特定農業用ため池の名称及び所在地
 - 3) 当該特定農業用ため池について、所有者を確知することができない旨
 - 4) 当該特定農業用ため池の所有者は、公告の日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて、都道府県知事に申し出、当該申請について異議を述べる旨
 - 5) その他農林水産省令で定める事項
2. 所有者への通知②
 3. 所有者へ通知したことを農林事務所を通じ市町村へ通知
裁定の申請に関する通知書（様式第26号の2）

原則命令書は対象者に内容を説明し直接手交する。

やむを得ず郵送による場合は、配達証明郵便にて確実に届ける。

農林事務所

1. 所有者へ通知したことを市町村へ通知③

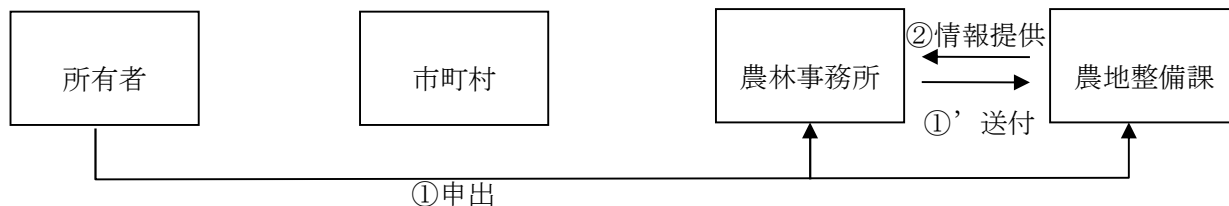
備考

1. 市町村長から都道府県知事に裁定の申請があった場合は、所有者は公告の日から6月以内に異議を申し出ることができる。
2. 所有者への通知は直接手交することが望ましい。郵送による場合は、配達証明郵便により確実に行う。

2. 裁定申請に係る異議申出（法第14条第1項第4号）

特定農業用ため池の所有者は、裁定申請に係る異議を県知事に述べることができる。

処理フロー



提出書類 1部

1. 裁定の申請に係る異議申出書（様式第27号）
2. 申出者が所有者であることを証する書類

事務処理

所有者

1. 裁定の申請に係る異議申出書（様式第27号）により申出①
行政サービスとして、農林事務所への申出も可

農林事務所

農林事務所に提出された場合

1. 農林事務所に書類を提出された場合は、提出された書類について必要な事項が記載されていることを確認（形式審査）①
2. 経由印を押し原本を農地整備課へ送付①'

農地整備課

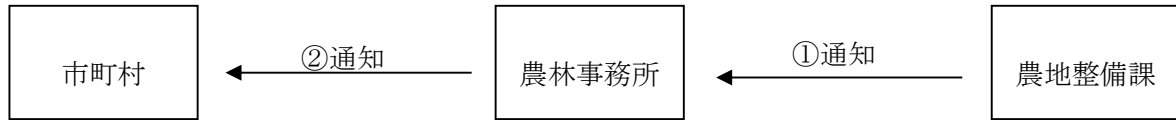
1. 異議申出書を受理
2. 提出された書類について必要な事項が記載されていることを確認し、受理印を押印し受理する
3. 内容を審査し、処理手続き開始
4. 直接受理した場合、農林事務所に情報提供

第 1 1 章 裁定の効果

1. 市町村長への裁定通知（法第 1 6 条第 1 項）

当該特定農業用ため池の施設管理権を市町村長に設定することが必要かつ適当と認めるときは、裁定の判断をし、その旨を通知する。この施設管理権の存続期間は 20 年を上限としている。

処理フロー



作成書類

1. 施設管理権の設定に関する裁定通知書（様式第 2 8 号）
2. 施設管理権の設定に関する裁定の公告（様式第 2 9 号）

③公告

④データベース登録

事務処理

農地整備課

1. 農林事務所を通じて市町村長への通知①
2. 農地整備課にて公告（ホームページ）③
3. データベースへの登録④

農林事務所

1. 市町村への通知②

2. 特定農業用ため池の管理に要する費用の市町村長からの納付命令（法第 1 6 条第 3 項）

市町村が施設管理権を取得した特定農業用ため池の管理費用は、第 16 条第 3 項に基づき確知されている所有者から徴収することができるほか、地方自治法第 224 条に基づく分担金として農業用水の利用者から徴収することもできる。共有の場合には、確知されている共有者全員に対して一括して徴収することが可能である。

処理フロー



作成書類

1. 特定農業用ため池の管理に要する費用の納付命令書（様式第 3 0 号）

事務処理

市町村

1. 特定農業用ため池の管理に要する費用を徴収しようとするときは、その費用の額の算定基礎を明示し通知する①

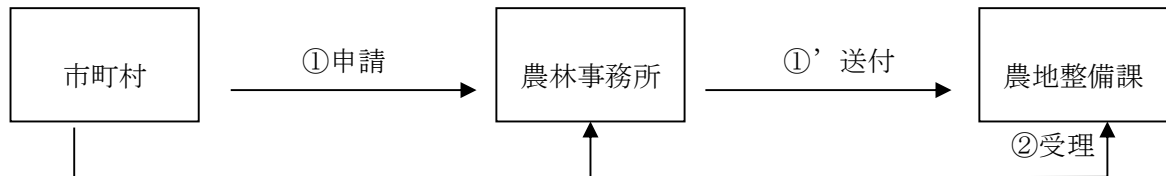
第12章 施設管理権の存続期間の延長

1. 市町村からの施設管理権の存続期間の延長申請（法第17条第1項）

市町村長は、施設管理権の存続期間を延長して当該裁定に係る特定農業用ため池の管理を行おうとするときは、当該存続期間の満了日の9か月前から6か月前までの間に、県知事に対し施設管理権の存続期間の延長を求めることができる。

処理フロー

第13条、第14条及び第16条を準用する



提出書類 1部

1. 施設管理の存続延長に関する裁定申請書（様式第31号）
2. その他参考となるべき資料（必要に応じて）

事務処理

1. 農地整備課又は農林事務所へ申請①
行政サービスとして、農林事務所への申請も可

農林事務所

農林事務所に提出された場合

1. 農林事務所に書類を提出された場合は、提出された書類について必要な事項が記載されていることを確認（形式審査）①
2. 経由印を押し原本を農地整備課へ送付①'

農地整備課

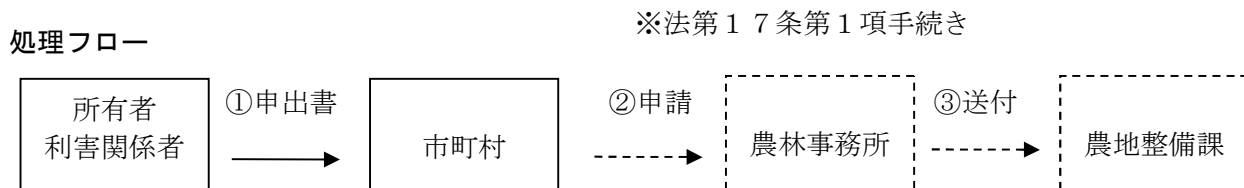
1. 裁定申請書を受理印を押印し受理
2. 内容を審査し、裁定手続き開始

備考

1. 市町村長から都道府県知事に裁定の申請があった場合は、所有者は公告の日から3月以内に異議を申し出ることができる。
2. 市町村長は、施設管理権の存続期間の満了日の9か月前から6か月前までの間に、県知事に対し施設管理権の存続期間の延長を求めることができることを規定している。この場合には、施設管理権の設定に係る裁定申請と同様の手続を経るものとしている。
3. 所有者が不明のため池は、管理者の選任ができないため施設管理権の設定が必要となるが、存続期間の満了後も利用を継続する特定農業用ため池については、施設管理権の設定を容易にするため、存続期間の延長の規定を設けている。

2. 利害関係者による施設管理権の存続期間延長に関する申出（法第17条第2項）

特定農業用ため池の所有者、特定農業用ため池から農業用水の供給を受ける者その他の利害関係人は、当該特定農業用ため池について、前項の規定による存続期間延長申請をすべき旨をその所在地を管轄する市町村長に申し出ることができる。



提出書類 1部

1. 施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請の申出書（様式第32号）
2. その他参考となるべき資料（必要に応じて）

事務処理

所有者・利害関係者

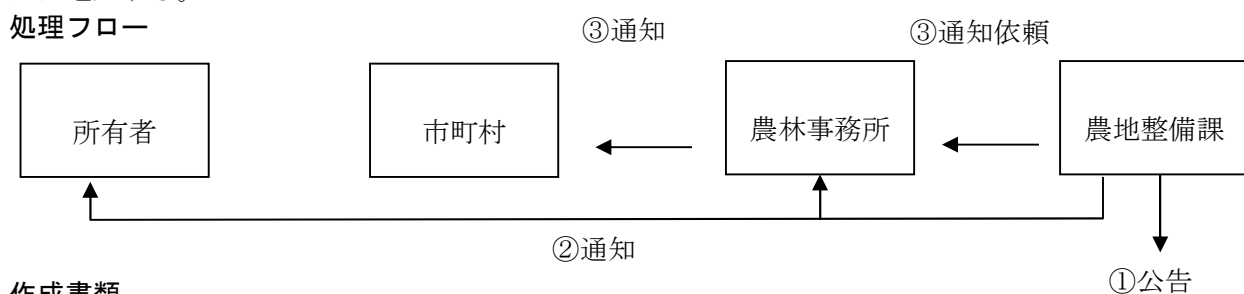
1. 施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請の申出書（様式第32号）により市町村へ申出①

市町村

1. 提出された書類について必要な事項が記載されていることを確認し受理（以降、法第17条第1項手続き）

3. 施設管理権の存続期間延長に関する確知者への通知（法第17条第2項）

市町村長から県に存続期間延長申請の裁定申請があった場合は、①申請があった旨、②申請のあったため池の名称及び所在地、③所有者（共有の場合は持分の過半を有する者）が確知できない旨、④所有者は公告の日から3月以内に異議を申し出ることができる旨等を公告するほか、確知されている所有者には通知する。



作成書類

1. 施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請の公告（様式第33号）
2. 施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請の通知書（様式第34号）

事務処理

農地整備課

1. 農地整備課にて公告（ホームページ）①
2. 農林事務所、市町村を通じて所有者への通知②
3. 農林事務所を通じ市町村へ通知内容を通知③
裁定の申請について（通知）（様式第26号の2）

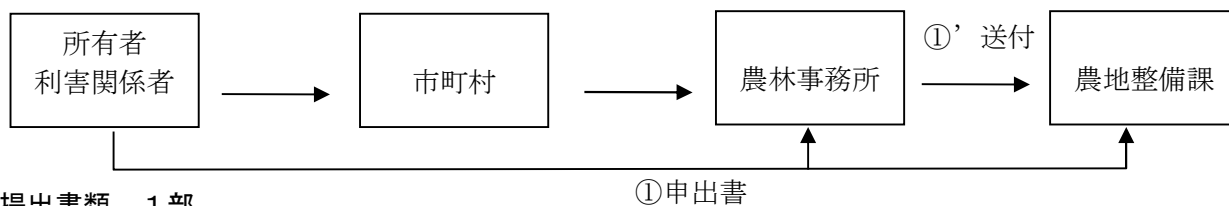
農林事務所

1. 市町村へ所有者への通知内容を通知③

4. 施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請の異議申出（法第17条第2項）

特定農業用ため池の所有者、特定農業用ため池から農業用水の供給を受ける者その他の利害関係人は、施設管理権の存続期間延長に関する異議を県知事に述べることができる。

処理フロー



提出書類 1部

1. 施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請の異議申出書（様式第35号）
2. 申出者が所有者であることを証する書類

事務処理

所有者・利害関係者

1. 施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請の異議申出書（様式第35号）により申出行政サービスとして、農林事務所への申出も可。

農林事務所

農林事務所に提出された場合

1. 農林事務所に書類を提出された場合は、提出された書類について必要な事項が記載されていることを確認（形式審査）①
2. 経由印を押し原本を農地整備課へ送付①'

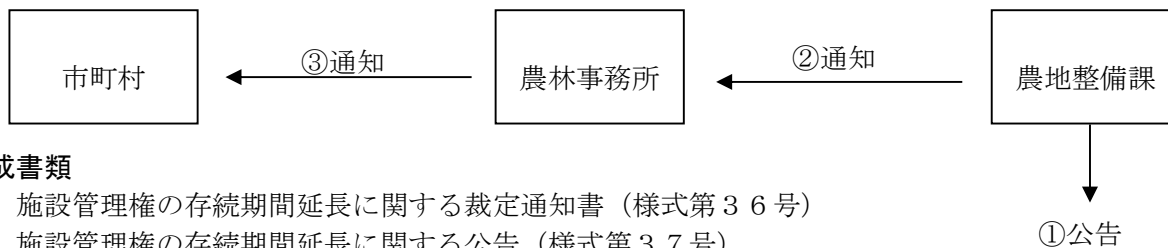
農地整備課

1. 異議申出書を受理
2. 提出された書類について必要な事項が記載されていることを確認し、受理印を押印し受理する
3. 内容を審査し、処理手続き開始

5. 市町村長への延長の裁定通知（法第17条第4項）

当該特定農業用ため池の施設管理権の存続期間延長することが必要かつ適当と認めるときは、期間延長の判断をし、その旨を通知する。

処理フロー



作成書類

1. 施設管理権の存続期間延長に関する裁定通知書（様式第36号）
2. 施設管理権の存続期間延長に関する公告（様式第37号）

事務処理

農地整備課

1. 施設管理権の存続期間を延長すべき旨の裁定をした場合
農地整備課にて公告（ホームページ）①
2. 裁定をした場合、棄却した場合を問わず
農林事務所を通じて市町村へ通知②

農林事務所

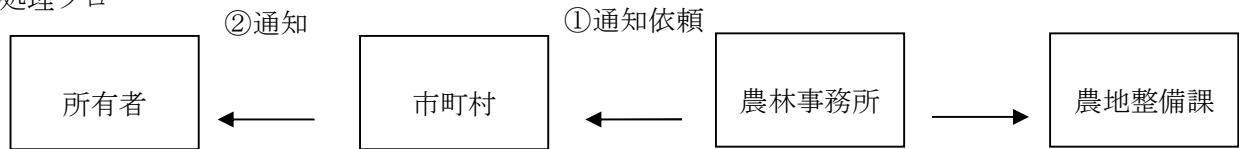
1. 市町村へ通知③

第13章 立ち入り調査

1. 立入調査（法第18条第3項）

農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行のため必要があると認めるときは、農業用ため池の所有者等に対し、職員や委任した者を立ち入らせ調査・測量を行うことができる。

処理フロー



作成書類

1. 立入調査の事前通知（様式第38号）

事務処理

農林事務所

1. 市町村を通じて所有者への通知①

農業用ため池に限らず、県職員や委任された者は、特定農業用ため池の指定やその他の処分を行うために他人の占有する土地に立ち入って調査・測量を行うことができる（本法第18条第2項）。この場合、原則、土地の占有者に事前に口頭又は書面で通知する必要がある。

立ち入りをを行う者は、氏名や所属等が記載された身分証を携帯し、関係者にこれを掲示する。

市町村

1. 所有者への通知②
2. 情報提供、連絡調整、立入調査の立会等

備考

1. 他人の占有する土地への立入りに対する損失の補償

他人の占有する土地への立入りによって損失が発生した場合、その損失を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2. 立入りについて市町村長に対して求める「必要な協力」の内容

都道府県知事が報告徴収及び立入調査を円滑に実施するため、市町村長に対する「必要な協力」とは、以下のものである。

1. 市町村が把握しているため池周辺の情報の提供
2. 水利組合などの関係者への連絡
3. 県自らが全てのため池について調査を行うことが困難である場合の代行調査
4. 調査対象にたどり着けない場合の道案内

○農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づく審査基準

特定農業用ため池について、法第8条の行為の制限における土地の掘削、盛土又は切土、竹木の伐採その他当該特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為及び法第9条の防災工事の施行について、次のとおり審査基準を定める。

技術審査基準項目は、一般的基準のほか、開発行為及び防災工事計画の内容によって審査基準を判断する。

1. 一般基準

一般審査基準項目
1-1 計画の具体性
□開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後、遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかなこと。
①事業実施の設計方針及び設計図書の工種、工法、規模、数量等の内容が適正であること。
②許可申請書に添付すべき書類で使用されている数量等の根拠が、各審査項目に適合していること。
③事業の実施において、具体的な施工工程が立てられていること。
④許可後、遅滞なく許可申請書に基づき事業が実施されると認められ、また、完了後において申請書に基づく土地利用が行われることが確実であること。
⑤降雨時の出水対策など、工事施工期間中の安全が配慮されていること
1-2 土地権利者の同意
①土地権利者の同意がなされていること。所有権以外の権利がある場合は、申請行為に対する同意書が添付されていること。
1-3 施設管理に対する影響
①ため池の管理において支障がないこと。
1-4 行為の確実性
①計画が予定期間内に終わることが確実であること
②営農に支障を及ぼさないこと
1-5 関係法令等による許認可
①開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であることが明らかであること。

2. 技術基準 土地改良事業計画設計基準、土地改良事業設計指針「ため池整備」によるものとする

技術審査基準項目
2-1 耐震対策
①堤体のすべり破壊等に対する安定性が確保されていること。
②堤体の浸透破壊に対する安定性が確保されていること。
2-2 豪雨対策
①必要な堤防高さが確保されていること。
②設計洪水量を流下させるための洪水吐施設となっていること。
2-3 老朽化対策
①漏水防止の対策が適正であること。
②断面不足の堤体補修計画が適正であること。
③洪水吐や取水設備の改修計画が適正であること。
④護岸の整備等による浸食防止対策が適正であること。
⑤安全管理施設の改修計画が適正であること。
2-4 廃止工事の確認
<ul style="list-style-type: none"> ・設計雨量強度は、10年確率とする。 ・「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説・水路工」によるものとする
①廃止後のため池に流入する洪水の流下能力の検討が適正であること。

②必要な下流水路の設置計画が適正であること。

③土砂流出防止の措置が適正であること。

各種構造計算書、水利計算書においては算出根拠及び設計根拠を添付すること。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律に関する申請の必要書類

1 申請書類等の作成に伴う一般的留意事項

- (1) 書類の大きさは、日本工業規格A4に統一すること。(図面及び資料をA4の袋に入れるか又はA4に折りたたんでいる場合を含む。)
- (2) 字句、数字等は明瞭に記載すること。
- (3) 提出書類の日付は、提出日を記載すること。
- (4) 申請者が法人の場合で、支店長や出張所等現場の代表者に申請書の行為が委任されている場合には、その者に対する法人の代表者の委任状を添付すること。
- (5) 申請書類等の提出は郵送でも構わない。
 なお、この場合、申請者等が確認印を押した控えを希望する場合には必要金額分の切手を貼った宛名明記の返信用封筒を同封すること。
- (6) 郵送による提出の場合、審査機関に郵便物が到着し内容確認した日を、申請書の受理日とする。
 申請書に申請日が記入されていない場合、受理日を申請日とする。
- (7) 記入漏れ、記入ミス又は同封漏れがあった場合は、書類を返送し、内容修正等の補正を行う。この場合、受理日は補正後の日付となる。
- (8) 図面の内容一覧表を添付すること。
- (9) 添付資料には見出し等を付けること。

2. 各手続き等における必要書類

適用条項	手続き	県様式番号	提出資料及び添付資料	提出部数	事務フロー
第4条第1項 又は法附則第2 条第1項	農業用ため池 の届出	第1号	①農業用ため池の届出書(様式第1号) ②所有者等が法人の場合は、その定款又は寄付行為の写し ③管理者が法人でない団体の場合は、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 ④その他参考となるべき書類(必要に応じて) 1)当該農業用ため池の位置がわかる資料 2)当該農業用ため池の敷地である土地の字絵図(字絵図にため池の位置を図示すること) 3)当該農業用ため池の堤高、堤頂長、総貯水量が記載された既存の資料(過去の改修事業等において、これら諸元情報が記載された概要表なども含む)があれば、その写し 4)届出に当たり、当該農業用ため池の堤高、堤頂長、総貯水量を新たに算定した場合は、その求め方がわかる書類 5)堤体部を市道認定している場合や水道管が設置されている場合など、他目的との共有施設となっている場合については、他者との協定書などの写し等	1部	届出者 ↓ 農林事務所

法第4条第2項 又は法附則第2 条第2項	農業用ため池 の変更届出	第2号	①農業用ため池の変更届出書（様式第2号） ②変更の内容がわかる書類	1部	届出者 ↓ 農林事務所
法第4条第2項	農業用ため池 の用途廃止届 出書 (届出者)	第3号	①農業用ため池の廃止届出書（様式第3号） ②従前のため池の概要が分かる資料（位置図・写真等） ③廃止後の写真 ④水利関係者及び地権者の同意書 ⑤その他参考となるべき資料（必要に応じて） 1) 堤体の除去等を行った場合は、除去写真及び降雨時の出水を安全に流下できることが確認できる写真等。 2) 治水等の他目的に利用する場合には、新たな管理者により適切に管理が行われる事がわかる書類等	1部	届出者 ↓ 農林事務所
附則2条第4項 関係	未届の農業用 ため池の通知	第5号	①通知書（様式第5号） ②参考となるべき書類 1) 当該農業用ため池の位置がわかる資料 2) 当該農業用ため池の敷地である土地の字絵図及び土地の登記事項証明書の写し 3) 当該農業用ため池の総貯水量、堤高、堤頂長が記載された既存の資料 4) 堤体部を市道認定している場合や水道管が設置されている場合など、他目的との共有施設となっている場合については、 他者との協定書などの写し	1部	市町村 ↓ 農林事務所 ↓ 農地整備課
法第7条第4項	特定農業用た め池指定の申 出	第9号	①特定農業用ため池の指定の申出書（様式第9号）	1部	届出者 ↓ 農林事務所 ↓ 農地整備課
法第8条第1項 法第8条第3項	特定農業用た め池について の行為許可申 請（協議）	第12号	② 農業用ため池の行為制限に関する許可・協議書（様式第12号） ②申請者がため池の所有者等ではない場合、土地所有者・ため池管理者の同意書を添付（様式第12号の3） ③公図と土地登記簿の写し ④計画説明書 行為の計画がわかるもの（現場写真、その行為がため池の安全性に影響を及ぼさないことを示す構造計算書、 水利計算書を含む。）	3部 (正本1部 副本2部)	届出者 ↓ 農林事務所

			<p>下記の図書を添付すること。</p> <p>1)水理計算書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水計画に伴う流出量（単位：m³/s）の算定根拠及び各排水路の断面決定の根拠を記載 <p>2)重要構造物安定計算書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土及び構造物についての安全性の根拠を記載すること。 <p>⑤計画図 行為の計画がわかるもの（位置図、平面図、構造図その他必要な図面）</p> <p>⑥その他必要な事項</p> <p>当該許可を行うことについて、森林法、地すべり等防止法、河川法、砂防法、その他の法令による許可、許認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載（関係法令の許可証の写し（協議簿の写し等）を添付すること）</p>		
法第8条第1項 法第8条第3項	行為制限に関する（着手、完了、中止、廃止）届	第12号の2	<p>①特定農業ため池における行為制限に関する（着手、完了、中止、廃止）届（様式第12号の2）</p> <p>②完了届提出の際は、完了写真と写真の方向を示す方向図</p> <p>③その他必要な事項</p>	1部	届出者 ↓ 農林事務所
法第9条第1項、第3項	特定農業用ため池の防災工事に関する計画の届出	第15号 既施工の場合 第17号	<p>①特定農業用ため池の防災工事計画届出書（様式第15号）</p> <p>特定農業用ため池の指定の際に現に防災工事を施行している場合：（様式第17号）</p> <p>②計画説明書（現場写真、その行為がため池の安全性に影響を及ぼさないことを示す構造計算書、水利計算書を含む。）</p> <p>必要に応じ下記の図書を添付すること。</p> <p>1)水理計算書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水計画に伴う流出量（単位：m³/s）の算定根拠及び各排水路の断面決定の根拠を記載 <p>2)重要構造物安定計算書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土及び構造物についての安全性の根拠を記載すること。 <p>③その他必要な事項</p> <p>1)当該届出者が法人である場合には、その定款又は寄附行為の写し</p> <p>2)当該届出者が法人でない団体である場合には、その規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類</p> <p>3)位置図・平面図・構造図・その他必要な図面</p> <p>4)当該許可を行うことについて、森林法、地すべり等防止法、河川法、砂防法、その他の法令による許可、許認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載（関係法令の許可証の写し（協議簿の写し等）を添付すること）</p>	3部 （正本1部 副本2部）	届出者 ↓ 農林事務所

法第13条第2項	利害関係者による施設管理権の申出	第24号	①施設管理権の設定に関する申出書（様式第24号） ②その他参考となるべき資料 1)申出の必要性を説明する資料 2)申出人の利害関係を説明する資料	1部	所有者・ 利害関係者 ↓ 市町村
法第14条第1項第4号	裁定申請に係る異議申出	第27号	①裁定の申請に係る異議申出書（様式第27号） ②申出者が所有者であることを証する書類	1部	所有者 ↓ 農林事務所 ↓ 農地整備課
法第17条第2項	利害関係者による施設管理権の存続期間延長に関する申出	第32号	①施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請の申出書（様式第32号） ②その他参考となるべき資料（必要に応じて）	1部	利害関係者 ↓ 市町村
法第17条第2項	施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請の異議申出	第35号	①施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請の異議申出書（様式第35号） ②申出者が所有者であることを証する書類	1部	所有者 ↓ 市町村 ↓ 農林事務所 ↓ 農地整備課

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	特定農業用ため池の行為制限に関する許可	
根拠法令及び条項	農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第8条第1項	
所管部局課室担当名	農政部農地整備課農地防災対策室ため池防災係 (TEL:内線4243、4244)	
審査基準	関係条項	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用ため池の管理及び保全に関する法律第8条第2項及び第4項 ・農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令第2条 ・農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則第8条
	基準	<p>○第8条第1項(行為の制限)</p> <p>特定農業用ため池について、土地の掘削、盛土又は切土、竹木の植栽その他当該特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業(次条第一項において単に「土地改良事業」という。)の施行として行う場合</p> <p>二 次条第一項若しくは第三項の規定による届出又は第十条第一項の規定による命令に係る防災工事の施行として行う場合</p> <p>三 非常災害のため必要な応急措置として行う場合</p> <p>四 当該特定農業用ため池の保全に支障を及ぼすおそれが少ない行為として農林水産省令で定めるものを行う場合</p> <p>(審査基準)</p> <p>土地改良事業計画設計基準、土地改良事業設計指針「ため池整備」、許可申請者が用いる技術基準等に照らし、災害防止上の見地から技術的、専門的に審査して適当と認められること。</p> <p>(1)ため池堤体及び水底の遮水性を損なうものでないこと。</p> <p>(2)ため池堤体・洪水吐き・取水設備・周辺地山の構造上の安定性を損なうものでないこと。</p> <p>(3)洪水吐きの流下能力を低下させる行為でないこと。</p> <p>(4)その他ため池の保全に影響を及ぼさないと認められること。</p>
	参考事項	
	設定年月日等	令和6年3月6日設定 (令和 年 月 日変更)
標準処理期間	標準処理期間	総日数 50日 (土曜日・日曜日・祝日などの閉庁日を含まない)
	内 訳	経由期間 日 () 協議期間 日 () 処分期間 日
	設定年月日等	令和6年3月6日設定 (令和 年 月 日変更)
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	特定農業用ため池の行為制限に関する協議		
根拠法令及び条項	農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第8条第3項		
所管部局課室担当名	農政部農地整備課農地防災対策室ため池防災係 (TEL:内線4243、4244)		
審査基準	関係条項	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用ため池の管理及び保全に関する法律第8条第2項及び第4項 ・農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令第2条 ・農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則第8条 	
	基準	<p>○第8条第1項、第3項(行為の制限)</p> <p>第八条 特定農業用ため池について、土地の掘削、盛土又は切土、竹木の植栽その他当該特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業(次条第一項において単に「土地改良事業」という。)の施行として行う場合</p> <p>二 次条第一項若しくは第三項の規定による届出又は第十条第一項の規定による命令に係る防災工事の施行として行う場合</p> <p>三 非常災害のため必要な応急措置として行う場合</p> <p>四 当該特定農業用ため池の保全に支障を及ぼすおそれが少ない行為として農林水産省令で定めるものを行う場合</p> <p>3 国又は地方公共団体が第一項の許可を受けなければならない行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議することをもって足りる</p> <p>(審査基準)</p> <p>土地改良事業計画設計基準、土地改良事業設計指針「ため池整備」、許可申請者が用いる技術基準等に照らし、災害防止上の見地から技術的、専門的に審査して適当と認められること。</p> <p>(1)ため池堤体及び水底の遮水性を損なうものでないこと。</p> <p>(2)ため池堤体・洪水吐き・取水設備・周辺地山の構造上の安定性を損なうものでないこと。</p> <p>(3)洪水吐きの流下能力を低下させる行為でないこと。</p> <p>(4)その他ため池の保全に影響を及ぼさないと認められること。</p>	
	参考事項		
	設定年月日等	令和6年3月6日設定 (令和 年 月 日変更)	
標準処理期間	標準処理期間	総日数 50日 (土曜日・日曜日・祝日などの閉庁日を含まない)	
	内 訳	経由期間 日 () 協議期間 日 () 処分期間 日	
	設定年月日等	令和6年3月6日設定 (令和 年 月 日変更)	
備考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	特定農業用ため池の防災工事の施行	
根拠法令及び条項	農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第9条第1項	
所管部局課室担当名	農政部農地整備課農地防災対策室ため池防災係 (TEL:内線4243、4244)	
審査基準	関係条項	農業用ため池の管理及び保全に関する法律第9条第2項 農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則第9条、第10条第1項、第2項及び第3項
	基準	○第9条第1項 特定農業用ため池の所有者等は、当該特定農業用ため池について防災工事（土地改良事業の施行として行うものその他農林水産省令で定めるものを除く。第三項及び次条第二項において同じ。）を施行しようとするときは、当該防災工事に着手する日の三十日前までに、農林水産省令で定めるところにより、当該防災工事に関する計画について都道府県知事に届け出なければならない。 (審査基準) 土地改良事業計画設計基準、土地改良事業設計指針「ため池整備」、に照らし、当該計画が当該特定農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止する上で十分であると認められる場合に限るものとし、防災工事の種類に応じて、技術的、専門的に審査して適当と認められること。 ア 耐震対策及び豪雨対策の確認点 防災工事を必要とする対策の内容に応じて、 ①堤体のすべり破壊等に対する安定性 ②堤体の浸透破壊に対する安定性 ③必要な堤防高 ④設計洪水量を流下させるための洪水吐きの能力等を確保するために確実に施行されるかを確認する。 イ 老朽化対策の確認点 防災工事を必要とする理由に応じて ①漏水防止 ②断面不足の堤体補修 ③洪水吐きや取水設備の改修 ④護岸の整備等による浸食防止等が確実に施行されるかを確認する。 ウ 廃止工事の確認点 ①廃止後のため池に流入する洪水の流下能力 ②必要な下流水路の設置 ③掘削残土を使用した埋立てを行う場合は土砂流出防止措置がなされているか等を確認する。
	参考事項	
	設定年月日等	令和6年3月6日設定
標準処理期間	標準処理期間	総日数 30日
	内 訳	経由期間 日 () 協議期間 日 () 処分期間 日
	設定年月日等	令和6年3月6日設定
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		特定農業用ため池の防災工事の施行
根拠法令及び条項		農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第9条第3項
所管部局課室担当名		農政部農地整備課農地防災対策室ため池防災係 (TEL:内線4243、4244)
審査基準	関係条項	農業用ため池の管理及び保全に関する法律第9条第2項 農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則第9条、第10条第1項、第2項及び第3項
	基準	○第9条第3項(防災工事の施行) 3 第七条第一項の規定による指定の際現に特定農業用ため池について防災工事を施行している当該特定農業用ため池の所有者等は、当該指定のあった日から三十日以内に、農林水産省令で定めるところにより、当該防災工事に関する計画について都道府県知事に届け出なければならない。 (審査基準) 土地改良事業計画設計基準、土地改良事業設計指針「ため池整備」、に照らし、当該計画が当該特定農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止する上で十分であると認められる場合に限るものとし、防災工事の種類に応じて、技術的、専門的に審査して適当と認められること。 ア 耐震対策及び豪雨対策の確認点 防災工事を必要とする対策の内容に応じて、 ①堤体のすべり破壊等に対する安定性 ②堤体の浸透破壊に対する安定性 ③必要な堤防高 ④設計洪水量を流下させるための洪水吐きの能力等を確保するために確実に施行されるかを確認する。 イ 老朽化対策の確認点 防災工事を必要とする理由に応じて ①漏水防止 ②断面不足の堤体補修 ③洪水吐きや取水設備の改修 ④護岸の整備等による浸食防止等が確実に施行されるかを確認する。 ウ 廃止工事の確認点 ①廃止後のため池に流入する洪水の流下能力 ②必要な下流水路の設置 ③掘削残土を使用した埋立てを行う場合は土砂流出防止措置がなされているか等を確認する。
	参考事項	
	設定年月日等	令和6年3月6日設定 (令和 年 月 日変更)
標準処理期間	標準処理期間	総日数 30日
	内 訳	経由期間 日 () 協議期間 日 () 処分期間 日
	設定年月日等	令和6年3月6日設定 (令和 年 月 日変更)
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	施設管理権の設定に係る裁定	
根拠法令及び条項	農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第15条	
所管部局課室担当名	農政部農地整備課農地防災対策室ため池防災係 (TEL:内線4243、4244)	
審査基準	関係条項	農業用ため池の管理及び保全に関する法律第13条第1項、第14条第4項
	基準	<p>○第15条(裁定)</p> <p>都道府県知事は、第13条第1項の規定による申請に係る特定農業用ため池について、前条第1項第4号の規定による申出の内容、当該特定農業用ため池の自然的社会的諸条件その他の事情を考慮して、引き続き管理上必要な措置が講じられないことによりその保全上著しい支障が生ずるおそれがあり、かつ、当該特定農業用ため池の施設管理権を当該申請をした市町村長に設定することが必要かつ適当と認めるときは、施設管理権を設定すべき旨の裁定をするものとする。</p> <p>(審査基準)</p> <p>特定農業用ため池における自然的社会的諸条件等を考慮して、引き続き管理上必要な措置が講じられないことによりその保全上著しい支障が生ずるおそれがあり、かつ、当該特定農業用ため池の施設管理権を市町村長に設定することが必要かつ適当と認めるときは、裁定の判断をする。</p>
	参考事項	
	設定年月日等	令和6年3月6日設定 (令和 年 月 日変更)
標準処理期間	標準処理期間	本処分は先例がないため、当面標準処理期間の設定は行わない
	内 訳	経由期間 日 () 協議期間 日 () 処分期間 日
	設定年月日等	令和6年3月6日設定 (令和 年 月 日変更)
備考		

不利益処分の処分基準

処分名	農業用ため池の届出書
根拠法令及び条項	農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第25条
所管部局課室担当名	農政部農地整備課農地防災対策室ため池防災係 (TEL:内線4243、4244)
処分基準	<p>関係条項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第1項、第2項 ・農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則第3条、第4条、第5条
	<p>○第4条第1項、第2項(農業用ため池の届出)</p> <p>第四条 農業用ため池(国又は地方公共団体が所有するものを除く。第三項及び第四項を除き、以下同じ。)の所有者は、当該農業用ため池を設置したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>一 農業用ため池の名称及び所在地</p> <p>二 農業用ため池の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>三 農業用ため池に管理者がある場合には、当該管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体にあっては、その代表者又は管理人)の氏名</p> <p>四 その他農業用ため池の管理に関し農林水産省令で定める事項</p> <p>2 農業用ため池の所有者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。当該農業用ため池を廃止したときも、同様とする。</p> <p>○処分基準</p> <p>処分基準は、法令に具体的に規定されているため、新たに設定しない。</p> <p>○農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第25条(罰則)</p> <p>第四条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。</p>
参考事項	
設定等年月日	令和6年3月6日設定
備考	

不利益処分の処分基準

処分名	特定農業用ため池に係る行為の制限
根拠法令及び条項	農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第23条第1号
所管部局課室担当名	農政部農地整備課農地防災対策室ため池防災係 (TEL:内線4243、4244)
処分基準	関係条項
	関係条項
	基準
参考事項	
設定等年月日	令和6年3月6日設定
備考	

不利益処分の処分基準

処分名	特定農業用ため池に係る防災工事の施行
根拠法令及び条項	農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第23条第2号
所管部局課室担当名	農政部農地整備課農地防災対策室ため池防災係 (TEL:内線4243、4244)
処分基準	<p>関係条項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用ため池の管理及び保全に関する法律第9条第1項 ・農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則第9条及び第10条第1項、第2項
	<p>○第9条第1項(防災工事の施行)</p> <p>第九条 特定農業用ため池の所有者等は、当該特定農業用ため池について防災工事(土地改良事業の施行として行うものその他農林水産省令で定めるものを除く。第三項及び次条第二項において同じ。)を施行しようとするときは、当該防災工事に着手する日の三十日前までに、農林水産省令で定めるところにより、当該防災工事に関する計画について都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>○処分基準</p> <p>処分基準は、法令に具体的に規定されているため、新たに設定しない。</p> <p>農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第23条第2項(罰則)</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する</p> <p>二 第九条第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、防災工事を施行した者</p>
	<p>参考事項</p>
設定等年月日	令和6年3月6日設定
備考	

不利益処分の処分基準

処分名	特定農業用ため池に係る防災工事計画の変更命令	
根拠法令及び条項	農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第23条第3号	
所管部局課室担当名	農政部農地整備課農地防災対策室ため池防災係 (TEL:内線4243、4244)	
処分基準	関係条項	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用ため池の管理及び保全に関する法律第9条第2項 ・農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則第9条及び第10条第1項、第2項
	基準	<p>○第9条第2項(防災工事の施行)</p> <p>都道府県知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る計画が当該特定農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止する上で十分でないとき、当該届出を受理した日から三十日以内に限り、当該届出を行った者に対し、当該計画の変更を命ずることができる。</p> <p>○処分基準</p> <p>処分基準は、法令に具体的に規定されているため、新たに設定しない。</p> <p>農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第23条第3条(罰則)</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する</p> <p>三 第九条第二項の規定による命令に違反して、防災工事を施行した者</p>
	参考事項	
	設定等年月日	令和6年3月6日設定
備考		

不利益処分の処分基準

処分名	特定農業用ため池における防災工事の施工	
根拠法令及び条項	農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第23条第4号	
所管部局課室担当名	農政部農地整備課農地防災対策室ため池防災係 (TEL:内線4243、4244)	
処分基準	関係条項	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用ため池の管理及び保全に関する法律第9条第3項 ・農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則第10条
	基準	<p>○第9条第3項(防災工事の施行)</p> <p>3 第七条第一項の規定による指定の際現に特定農業用ため池について防災工事を施行している当該特定農業用ため池の所有者等は、当該指定のあった日から三十日以内に、農林水産省令で定めるところにより、当該防災工事に関する計画について都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>○処分基準</p> <p>処分基準は、法令に具体的に規定されているため、新たに設定しない。</p> <p>農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第23条第4条(罰則)</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する</p> <p>四 第九条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p>
	参考事項	
	設定等年月日	令和6年3月6日設定
備考		

不利益処分の処分基準

処分名	勧告に係る防災工事の施工命令	
根拠法令及び条項	農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第23条第5号	
所管部局課室担当名	農政部農地整備課農地防災対策室ため池防災係 (TEL:内線4243、4244)	
処分基準	関係条項	・農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第6条及び第10条第1項
	基準	○第10条第1項(防災工事の施行に関する命令) 第十条 都道府県知事は、第六条の勧告を受けた特定農業用ため池の所有者等が正当な理由がなくて当該勧告に係る防災工事の施行をしないときは、当該特定農業用ため池の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該防災工事の施行を命ずることができる。 ○処分基準 処分基準は、法令に具体的に規定されているため、新たに設定しない。 なお、正当な理由があるとして防災工事を施行しない場合は、事実確認のため同法第18条に基づく報告聴取及び立入調査を行い、防災工事を行わない理由についての正当性を判断するものとする。 農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第23条(罰則) 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する 五 第十条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者
	参考事項	
	設定等年月日	令和6年3月6日設定
備考		

不利益処分の処分基準

処分名	届出のあった防災計画に従っていない防災工事の計画遵守命令	
根拠法令及び条項	農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第23条第5号	
所管部局課室担当名	農政部農地整備課農地防災対策室ため池防災係 (TEL:内線4243、4244)	
処分基準	関係条項	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第9条第1項及び第10条第2項 ・農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則 第9条及び第10条第1項、第2項
	基準	<p>○第10条第2項(防災工事の施行に関する命令) 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出のあった計画に従って防災工事を施行していないと認めるときは、当該届出を行った者に対し、相当の期限を定めて、当該計画に従って防災工事を施行すべきことを命ずることができる。</p> <p>○処分基準 処分基準は、法令に具体的に規定されているため、新たに設定しない。 なお、当該防災工事の完了に当たっての報告内容並びに同法第18条に基づく報告聴取及び立入調査による実施状況を確認した結果、届出のあった防災工事計画に従って施行されていないと認められる場合に限るものとする。</p> <p>農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第23条第5項(罰則) 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する 五 第十条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者</p>
	参考事項	
設定等年月日	令和6年3月6日設定	
備考		

不利益処分の処分基準

処分名	代執行	
根拠法令及び条項	農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第11条	
所管部局課室担当名	農政部農地整備課農地防災対策室ため池防災係 (TEL:内線4243、4244)	
処分基準	関係条項	・農業用ため池の管理及び保全に関する法律第6条、第9条及び第10条 ・農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則第9条及び第10条
	基準	○第11条(代執行) (代執行) 第十一条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその防災工事の全部又は一部を施行することができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該防災工事を施行すべき旨及びその期限までに当該防災工事を施行しないときは、自ら当該防災工事を施行し、当該防災工事の施行に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告するものとする。 一 前条の規定により防災工事を施行すべきことを命ぜられた特定農業用ため池の所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る防災工事を施行しないとき、施行しても十分でないとき、又は施行する見込みがないとき。 二 相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなお特定農業用ため池の所有者等を確知することができないため第六条の勧告をすることができないとき。 三 緊急に防災工事を施行する必要がある場合において、第六条の勧告又は前条の規定による命令をするいとまがないとき。 2 都道府県知事は、前項の規定により防災工事の全部又は一部を施行したときは、当該防災工事の施行に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該特定農業用ため池の所有者等から徴収することができる。 3 前項の規定による費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。 ○処分基準 処分基準は、特定農業用ため池の所有者等において、防災工事の施行義務があるにもかかわらず、施行義務を履行できない場合など、次に掲げる場合には、都道府県知事が代執行を行うことができるものとしている(本法第11条第1項)。 ア 命令に係る防災工事を施行しないとき、施行しても十分でないとき、又は施行する見込みがないとき(本法第11条第1項第1号)。 イ 所有者等が不明で探索を行っても、形状変更の意思確認をするのに必要となる所有者又は管理者が見つからず、防災工事命令の前提となる勧告を出せないとき(本法第11条第1項第2号)。 ウ 緊急に防災工事を施行する必要がある、勧告又は命令をするいとまがないとき(本法第11条第1項第3号)
	参考事項	
	設定等年月日	令和6年3月6日設定
備考		

不利益処分の処分基準

処分名	特定農業用ため池に係る施設管理権の裁定	
根拠法令及び条項	農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第15条	
所管部局課室担当名	農政部農地整備課農地防災対策室ため池防災係 (TEL:内線4243、4244)	
処分基準	関係条項	・農業用ため池の管理及び保全に関する法律第13条及び第14条
	基準	<p>○第15条(裁定)</p> <p>都道府県知事は、第13条第1項の規定による申請に係る特定農業用ため池について、前条第1項第4号の規定による申出の内容、当該特定農業用ため池の自然的社会的諸条件その他の事情を考慮して、引き続き管理上必要な措置が講じられないことによりその保全上著しい支障が生ずるおそれがあり、かつ、当該特定農業用ため池の施設管理権を当該申請をした市町村長に設定することが必要かつ適当と認めるときは、施設管理権を設定すべき旨の裁定をするものとする。</p> <p>○処分基準</p> <p>処分基準は、当該特定農業用ため池における自然的社会的諸条件等を考慮して、引き続き管理上必要な措置が講じられないことによりその保全上著しい支障が生ずるおそれがあり、かつ、当該特定農業用ため池の施設管理権を市町村長に設定することが必要かつ適当と認められる場合に限るものとする。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	令和6年3月6日設定
備考		

不利益処分の処分基準

処分名	特定農業用ため池の管理に要する費用の徴収	
根拠法令及び条項	農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第16条第3項	
所管部局課室担当名	農政部農地整備課農地防災対策室ため池防災係 (TEL:内線4243、4244)	
処分基準	関係条項	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第13条及び第15条 ・農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則 第20条及び第21条
	基準	<p>○第16条(裁定の効果等)</p> <p>都道府県知事は、15条第1項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該裁定の申請をした市町村長に通知するとともに、これを公告するものとする。当該裁定についての審査請求に対する裁決によって当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。</p> <p>2 前条第1項の裁定について前項の規定による公告があったときは、当該裁定の定めるところにより、市町村長は、当該特定農業用ため池についての施設管理権を取得し、当該特定農業用ため池に関するその他の権利は、市町村長による当該施設管理権に基づく措置のため必要な限度においてその行使を制限される。</p> <p>3 市町村長は、農林水産省令で定めるところにより、前条第1項の裁定に係る特定農業用ため池の管理に要する費用を当該特定農業用ため池の所有者から徴収することができる。</p> <p>4 市町村長は、前条第1項の裁定に係る特定農業用ため池の管理に関し特に必要があると認めるときは、当該特定農業用ため池の施設管理権に基づく措置の一部を土地改良区その他の者に行わせることができる。</p> <p>○処分基準</p> <p>処分基準は、第13条第1項の規定による申請に係る特定農業用ため池について、第14条第1項第4号の規定による申出の内容、当該特定農業用ため池の自然的社会的諸条件その他の事情を考慮して、引き続き管理上必要な措置が講じられないことによりその保全上著しい支障が生ずるおそれがあり、かつ、当該特定農業用ため池の施設管理権を当該申請をした市町村長に設定することが必要かつ適当と認められる場合に限るものとする。</p>
	参考事項	
設定等年月日	令和6年3月6日設定	
備考		

不利益処分の処分基準

処分名	特定農業用ため池の立入調査	
根拠法令及び条項	農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第23条第6号	
所管部局課室担当名	農政部農地整備課農地防災対策室ため池防災係 (TEL:内線4243、4244)	
処分基準	関係条項	・農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第18条第1項
	基準	<p>○第18条第1項(立入調査)</p> <p>第十八条 都道府県知事は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、農業用ため池の所有者等に対しその管理の状況に関する報告を求め、又は当該職員若しくはその委任した者に当該農業用ため池に立ち入らせ、測量若しくは調査を行わせることができる。</p> <p>○処分基準</p> <p>処分基準は、法令に具体的に規定されているため、新たに設定しない。</p> <p>農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第23条第6条(罰則)</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する</p> <p>六 第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による測量若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>
	参考事項	
	設定等年月日	令和6年3月6日設定
備考		

不利益処分の処分基準

処分名	特定農業用ため池の立入調査	
根拠法令及び条項	農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第23条第7号	
所管部局課室担当名	農政部農地整備課農地防災対策室ため池防災係 (TEL:内線4243、4244)	
処分基準	関係条項	・農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第18条第1項、第2項及び第5項
	基準	○第18条第5項(立入調査) 5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第二項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。 ○処分基準 処分基準は、法令に具体的に規定されているため、新たに設定しない。 農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第23条第7条(罰則) 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する 七 第十八条第五項の規定に違反して、土地の立入りを拒み、又は妨げた者
	参考事項	
	設定等年月日	令和6年3月6日設定
備考		

不利益処分の処分基準

処分名	農業用ため池の管理及び保全に関する法律による罰則規定	
根拠法令及び条項	農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第23条、第24条及び第25条	
所管部局課室担当名	農政部農地整備課農地防災対策室ため池防災係 (TEL:内線4243、4244)	
処分基準	関係条項	・農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第4条、第8条、第9条、第10条及び第18条
	基準	<p>処分基準は、法令に具体的に規定されているため、新たに設定しない。</p> <p>農業用ため池の管理及び保全に関する法律</p> <p>○第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>1 第8条第1項の規定に違反して、同項の許可を受けなければならない行為をした者</p> <p>2 第9条第1項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、防災工事を施行した者</p> <p>3 第9条第2項の規定による命令に違反して、防災工事を施行した者</p> <p>4 第9条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>5 第10条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者</p> <p>6 第18条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による測量若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>7 第18条第5項の規定に違反して、土地の立入りを拒み、又は妨げた者</p> <p>○第24条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。</p> <p>2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</p> <p>○第25条 第4条第1項若しくは第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>○処分基準 処分基準は、各規定に違反すると認められる場合に限るものとする。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	令和6年3月6日設定
備考		

【参考法令】

◆行政手続法(抜粋) (平成五年十一月十二日法律第八十八号)

第一章 総則

(定義)

第二条

- ロ 審査基準(申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)
- ハ 処分基準(不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)

第二章 申請に対する処分

(審査基準)

第五条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

- 2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
- 3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

(標準処理期間)

第六条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

第三章 不利益処分

(処分の基準)

第十二条 行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

- 2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

◆岐阜県行政手続条例(抜粋) (平成7年10月9日条例第36号)

第二章 申請に対する処分

(審査基準)

第五条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかななければならない。

(標準処理期間)

第六条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかななければならない。

第三章 不利益処分

(処分の基準)

第十二条 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（次項において「処分基準」という。）を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

◆岐阜県事務委任規則(抜粋) (昭和四十三年十二月一日規則第二百二十五号)

(現地機関の長に対する個別的委任事項)

第五条 現地機関の長において個別に処理させる事項は、別表第三に定めるとおりとする。ただし、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により市町村が処理することとされた事項を除く。

別表第三 (第五条関係)

農林事務所長	二十八 農業用ため池の管理及び保全に関する法律 (平成三十一年法律第十七号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務	1 法第四条第一項又は第二項の規定による農業用ため池の届出を受けること。 2 法第八条第一項の許可をし、又は同条第三項の規定による協議を受けること。 3 法第九条第一項又は第三項の規定による防災工事に関する計画の届出を受けること。 4 法第九条第二項の規定により計画の変更を命ずること。 5 法第十八条第一項又は第二項の規定により農業用ため池の所有者等に対し必要な報告を求め、又は職員等に当該農業用ため池若しくは他人の占有する土地に立ち入らせ、測量若しくは調査を行わせること。 6 法第十八条第七項の規定により損失を補償すること。 7 法第十八条第八項の規定により市町村長に対し必要な協力を求めること。 8 法第二十条第一項の規定により補助すること。 9 法第二十一条第一項の援助を行うこと。 10 法第二十一条第二項の規定により土地改良区等に対し必要な協力を求めること。 11 法附則第二条第一項又は第二項の規定による既存農業用ため池の届出を受けること。 12 法附則第二条第三項の規定により届出をすべき旨を催告すること。 13 法附則第二条第四項の規定による通知を受けること。
--------	--	--

◆岐阜県事務決裁規程(抜粋) (昭和四十三年十二月一日訓令甲第十九号)

(課長専決事項の基準)

第六条 課長の専決事項とされるものの基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 事務の実施に関する事。
- 二 財務に関する事。
- 三 使用料及び手数料の減免に関する事(拘束的な事項に限る。)
- 四 告示、公告、公表その他の公示に関する事。
- 五 許可、認可、特許、免許、承認、認定、指定、登録又は命令等及びそれらの取消し又は抹消、それらに係るものの解散、閉鎖又は停止その他の行政処分に関する事。
- 六 許可証、免許証、合格証等の交付に関する事。
- 七 国等に対して行う補助金等の申請等に関する事。
- 八 大臣を除く政府機関に対して行う協議及び意見の具申並びに許可、認可等の申請に関する事。
- 九 市町村その他に対して行う補助金等の交付決定に関する事。
- 十 市町村その他に対して行う勧告、助言、あつせん、調停、指導又は協議等に関する事。
- 十一 広報及び広聴に関する事。
- 十二 照会、回答、報告、通知等に関する事。

(係長専決事項の基準)

第七条 係長の専決事項とされるものの基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事務の実施に関する事(拘束的な事項に限る。)
- 二 許可証、免許証、合格証等の書換え及び再交付に関する事。
- 三 照会、回答、報告、通知等に関する事(軽易な事項に限る。)
- 四 閲覧の申請に係る承認に関する事。

(共通的専決事項)

第八条 本庁の各部課において共通に処理させる事務で副知事、部長及び課長が専決することができる事項のうち、予算の執行等に関する事務に係るものは、別表第一に定めるとおりとし、予算の執行等に関する事務以外の事務に係るものは、別表第二に定めるとおりとする。

(個別的専決事項)

第九条 本庁の各部課において個別に処理させる事務で副知事、部長及び課長が専決することができる事項は、別表第三に定めるとおりとする。

(課長専決事項の特例)

第十条 第六条、第八条及び第九条の規定により課長が専決することができることとされている事務のうち課内室（本庁の課に置く室をいう。）の所掌に属するものについては、当該課内室長が専決することができるものとする。ただし、第六条第二号から第四号まで及び第七号から第十一号までに掲げる事項に関する事務については、この限りでない。

(類推による決裁又は専決)

第十三条 別表第二及び別表第三に定められていない事項については、第三条から第七条までに定める基準を類推して決裁又は専決するものとする。

(専決権の留保)

第十四条 次の各号の一に該当するときは、第八条から前条までの規定にかかわらず上司の決裁を受けなければならない。

- 一 事案の内容が特に重要であると認められるとき。
- 二 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になるものと認められるとき。
- 三 事案に疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるとき。
- 四 上司が別段の指示をしたとき。

別表第三（第九条、第十条、第十三条、第十四条関係）

知事直轄組織 農地整備課

事務の種類	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項
<p>四 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>		<p>1 法第六条の勧告 2 法第七条第一項の規定による農業用ため池の指定 3 法第七条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長への意見聴取 4 法第七条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公示 5 法第七条第五項の農業用ため池の指定の解除 6 法第十条の規定による防災工事の施行に関する命令 7 法第十一条第一項の規定による代執行 8 法第十一条第二項の規定による費用の徴収 9 法第十五条第一項及び第十七条第三項の裁定</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>
<p>五 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和二年法律第五十六号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>		<p>1 法第四条第一項の規定による防災重点農業用ため池の指定 2 法第四条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長への意見聴取 3 法第四条第三項の防災重点農業用ため池の指定の解除 4 法第五条第一項の規定による防災工事等推進計画の策定 5 法第五条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長への協議 6 法第五条第五項の防災工事等推進計画の変更</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>

◆岐阜県現地機関事務決裁規程(抜粋) (昭和四十四年十月一日訓令甲第十九号)

(共通的決裁又は専決事項)

第六条 予算の執行等の事務で現地機関において共通的に処理させる事務で、所長が決裁する事項及び課長が専決することができる事項は、別表第一に定めるとおりとする。

(個別的決裁又は専決事項)

第七条 現地機関において個別的に処理させる事務で、所長(保健所事務所の所長を除く。)が決裁する事項、保健所事務所の所長が専決することができる事項及び課長が専決することができる事項は、別表第二に定めるとおりとする。

(所長決裁事項等の特例)

第八条 前二条の規定にかかわらず、県事務所、保健所、農林事務所、土木事務所及び希望が丘こども医療福祉センターにおいて所掌させる事務で、所長決裁事項のうち、定型的な事項については、副所長(当該事務を所掌する副所長に限る。)が専決することができるものとする。

(類推による決裁又は専決)

第十一条 別表第一及び別表第二に定められていない事項又は別表第二に決裁事項又は専決事項が定められていない現地機関に係る決裁事項については、第三条から第五条までに定める基準を類推して決裁又は専決をすることができる。

(専決権の留保)

第十二条 次の各号の一に該当するときは、第六条から前条までの規定にかかわらず上司の決裁を受けなければならない。

- 一 事案の内容が特に重要であると認められるとき。
- 二 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になるものと認められるとき。
- 三 事案に疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるとき。
- 四 上司が別段の指示をしたとき。

別表第二（第七条、第八条、第十一条、第十二条関係）

事務の種類	所長決裁事項	課長専決事項
<p>二十八 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三一年法律第一七号。以下この項において「法」という。）の施行事務</p>	<p>1 法第八条第一項の許可又は同条第三項の規定による協議</p> <p>2 法第九条第二項の規定による変更命令</p> <p>3 法第十八条第一項又は第二項の規定による報告の徴収又は職員等による立入調査等</p> <p>4 法第十八条第七項の規定による損失の補償</p> <p>5 法第十八条第八項の規定による市町村長に対する協力要求</p> <p>6 法第二十条第一項の規定による補助</p> <p>7 法第二十一条第一項の援助</p> <p>8 法第二十一条第二項の規定による土地改良区等に対する協力要求</p> <p>9 法附則第二条第三項の規定による催告</p>	<p>1 法第四条第一項又は第二項の規定による農業用ため池の届出の受理</p> <p>2 法第九条第一項又は第三項の規定による防災工事に関する計画の届出の受理</p> <p>3 法附則第二条第一項又は第二項の規定による既存農業用ため池の届出の受理</p> <p>4 法附則第二条第四項の規定による通知の受理</p>